

第3次四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和2（2020）－令和12（2030）年度

令和2（2020）年3月



も く じ

第1章 計画の概要

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3

第2章 現状と課題

1 減量目標の達成状況	4
2 計画策定にあたっての課題と取組み	7

第3章 基本理念と方針

1 基本理念	9
2 3つの方針	10
3 減量目標	11
4 年度ごとのごみ排出量の推移	12

第4章 重点施策と基本施策

1 施策の全体像	16
2 新たな取組みの整理	17
3 重点施策と基本施策	18
4 収集運搬計画	32
5 中間処理計画	33
6 最終処分計画	33

第5章 計画推進のために

34

参考資料

35

第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

今日の環境問題は、産業公害から自動車排ガスによる大気汚染や、廃棄物の増加などの都市生活型公害の拡大、さらには地球温暖化や生態系の破壊など地球環境にまで影響を及ぼしています。これらの問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会システムによってもたらされたものです。

このような中、国は循環型社会基本形成推進法を平成13（2001）年に完全施行し、廃棄物を「処理するもの」から「作らないもの」に考え方を変え、循環型社会の施策や関連法を次々と整備しました。（＊参考資料 P40～41 を参照）府では大阪府循環型社会推進計画を策定し、循環型社会の構築をめざすなど、ごみ処理を取り巻く状況は大きく変化しています。

これを受け、本市においては、平成15（2003）年に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「基本計画」という。）を見直し、循環型社会の形成に向けた様々な施策を推進してきました。また、平成20（2008）年に第2次基本計画を策定し、ごみの発生抑制や再生利用などを志向する取組みを進めてきました。

しかし、近年、プラスチックごみの不適正な処分による海洋プラスチック問題、頻繁に発生する自然災害の廃棄物処理、紙ごみや食品ロスの削減などが、日本だけでなく、世界規模での大きな課題となっています。また、この間、少子高齢化や世帯人数の減少が進行し、ライフスタイルや個人の価値観の多様化をはじめとした生活環境も変化しています。

こうした環境の変化に的確かつ柔軟に対応し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現をめざすため、本市において、第3次四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、循環型社会の構築に関わる法律との整合性を保ちつつ、第6次四條畷市総合計画や四條畷市環境基本計画を上位計画とし、循環型社会構築に向けた、ごみの発生抑制から収集運搬・処理・再資源化・処分までの廃棄物処理行政全般にかかる取組みを定めたものです。

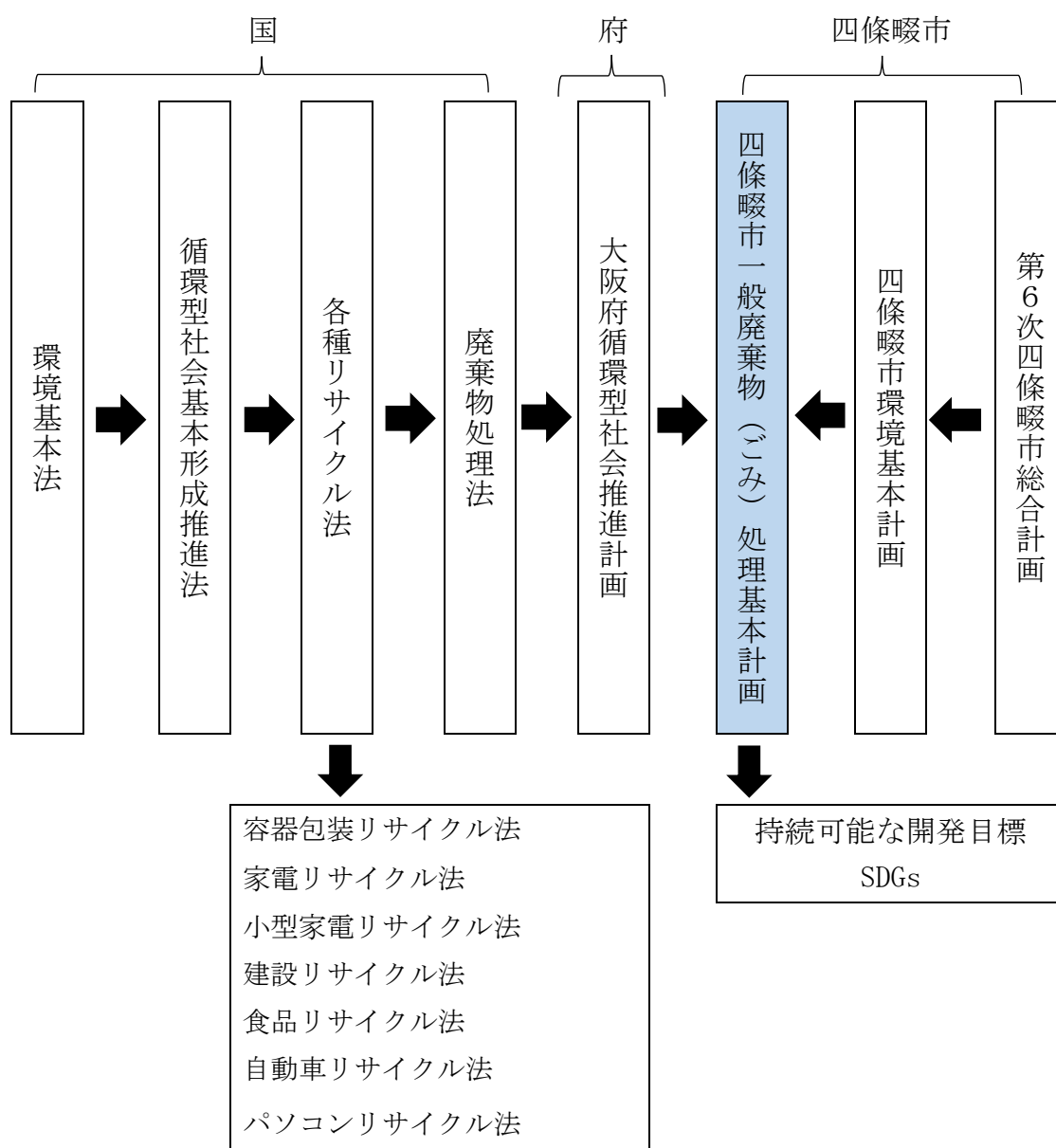


図1 計画の位置付け

3 計画期間

本計画は、令和 7（2025）年度を中間目標年度、令和 12（2030）年度を最終目標年度とし、計画期間は令和 2（2020）年度から令和 12（2030）年度までの 11 年間とします。なお、社会情勢や市民ニーズに柔軟に対応できるよう、必要に応じて適宜見直しを行います。

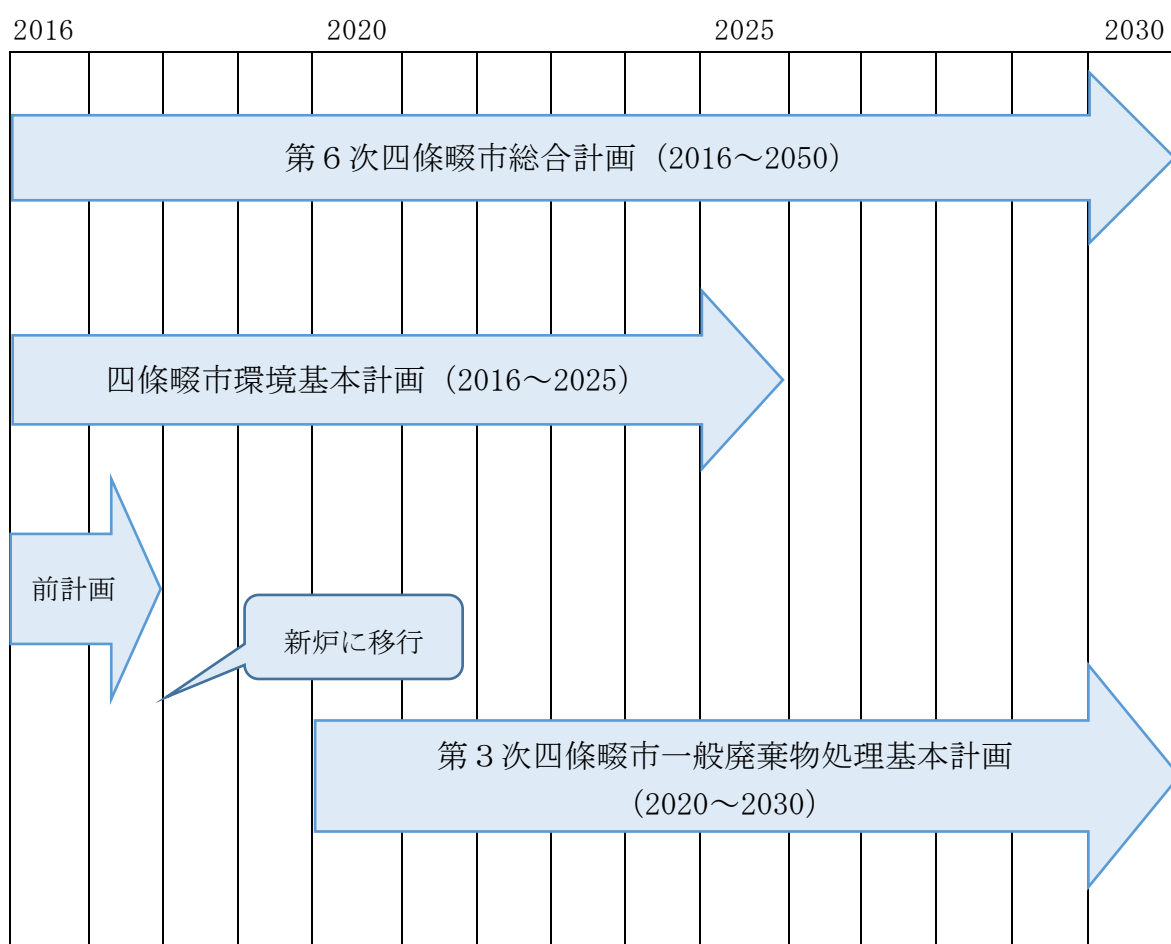


図2 計画期間

第2章 現状と課題

1 減量目標の達成状況

ごみ減量に向けた目標は、家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、再生利用率の3項目を基本とし、前計画における目標を次のとおりと置いています。

- ① 648g/人・日：家庭系ごみ排出量
- ② 3,242t/年：事業系ごみ排出量
- ③ 29.0%：再生利用率

前計画は、平成29（2017）年度までに、平成18（2006）年度に比べて、市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を15%削減すること、事業系ごみ排出量を23%削減すること、再生利用率を29%とすることを目標に掲げていました。

目標の達成状況は、平成29（2017）年度の実績で、市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は645gであり、目標値の648gを達成しました。事業系ごみ排出量は、平成29（2017）年度の実績で3,399tであり、目標値の3,242tより157t多くなりました。再生利用率は、平成29（2017）年度の実績で15.1%であり、目標値の29.0%よりも低くなりました。

このことから、家庭系ごみ排出量については目標を達成しましたが、事業系ごみ排出量、再生利用率については、目標を達成できませんでした。

(1) 家庭系ごみ（目標値：家庭系ごみ 1 人 1 日あたりの排出量 648g）

表 1 各年度の目標達成状況

項目	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
達成状況	×	×	○	○	○
家庭系ごみ (g/人日)	654	655	643	645	611

《取組み内容》

- 地域における資源集団回収団体の活動を支援し、市民との連携を強化
- 家庭で不用の家具や物品を再利用する、家具等のリユース展を年 1 回開催
- 家庭で不用の食器を回収し、無料で市民へ配布する食器市を年 3 回開催
- 家庭で不用のおもちゃなどを交換する、子ども用品交換会を年 2 回開催
- リサイクル可能な金属を活用するため、家庭で使用された小型家電を回収
- ごみ関連啓発ブースを設け、環境フォーラムなどのイベントでの啓発活動
- 食品ロスを減らすため、使い切り、食べ切り、水切りの 3 きり運動の推進
- 生ごみの堆肥化を普及するため、堆肥化容器の購入費用の一部を助成
- 不法投棄多発地帯へのパトロール強化や不法投棄警告看板の設置
- 平成 30 年 4 月 1 日より粗大ごみの一部有料化を開始

(2) 事業系ごみ（目標値：事業系ごみ年間の排出量 3,242t）

表 2 各年度の目標達成状況

項目	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
達成状況	○	×	×	×	×
事業系ごみ (t/年)	3,095	3,342	3,568	3,399	3,892

《取組み内容》

- マイバック持参の推奨など、レジ袋を削減する取組みを推進
- できる限り過剰包装を自粛し、包装材を減量化する取組みを推進
- 使い捨て商品の製造・販売を自粛する取組みを推進
- オフィスで発生する古紙など回収の徹底する取組みを推進
- 廃棄される家具などの不用品の有効活用する取組みを推進

(3) 再生利用率 (目標値: 再生利用率 29.0%)

表3 各年度の目標達成状況

項目	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
達成状況	×	×	×	×	×
再生利用率* (%)	16.6	16.4	15.2	15.1	15.0

* 再生利用率とは、ごみの総排出量に対する家庭系及び事業系ごみのうち、資源化されるごみの合計量の割合をいいます。

$$\text{再生利用率} = \frac{(\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量})}{\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}} \times 100\%$$

《取組み内容》

- 地域で実施している集団回収の活動を拡大する取組みを推進
- 市民の分別排出マナーを向上させる取組みを推進
- 市内に設置の拠点回収や店頭回収に積極的に協力する取組みを推進
- エコ商品やエコショップの積極的な利用を促進させる取組みを推進
- 資源化できるごみの分別を徹底する取組みを推進

◇ これまでの本市における減量化・資源化対策については、参考資料 P51～57 までの「ごみ減量化・資源化の現状」を参照

2 計画策定にあたっての課題と取組み

現在は、市民1人ひとりの努力により家庭系ごみ排出量の増加は抑えられています。本市は、少子高齢化の進行や世帯人数の減少により人口は減少していますが、世帯数が増加していることにより、今後、家庭系ごみ排出量は増加するかもしれません。このことから、計画策定にあたっての今後の課題と取組みを整理しました。

(1) 少子高齢化の進行

- ・ 高齢化の進行や世帯人員の低下により高齢者の単身世帯が増加し、世帯構成人員やライフスタイルの変化により新たに地域活動に参加する市民が減ります。このことから、これまでの再生資源回収の仕組みでは、地域によっては回収が困難になることが予想されます。
- ・ 高齢化が進行することにより、高齢者のごみ出し支援など、地域コミュニティの変化を踏まえた仕組みづくりが必要です。
- ・ ごみを減量するための新たな手法や仕組みを検討し、市民へのごみ排出ルール徹底と地域のごみ減量の取組みを促進させることが必要です。

(2) ごみを減量するための市民・事業者・行政による協働の促進

- ・ 大量生産・大量消費社会から環境負荷の少ない循環型社会を構築するためには、市民はライフスタイル、事業者はビジネススタイルを再考する必要があります。
- ・ ごみに対する市民や事業者の関心は高まっていますが、これまでの活動実績から、本市はリユースが市民や事業者に浸透しやすいと考えます。そのため、これまで継続してきたリユースの取組みを発展させます。

(3) 家庭系・事業系ごみの減量の推進

- ・ 可燃ごみには食品ごみや紙ごみが多く含まれており、これらを資源化することにより、焼却処理するごみを大きく削減することができます。このため、家庭だけでなく事業者を含めた3R行動の活性化が必要です。

＊3Rとは、リデュース、リユース、リサイクルの3つの頭文字を取ったものをいいます。

① 家庭系ごみの減量の推進

- ・冷蔵庫に入れたまま期限切れとなっている食品や、調理の際に作りすぎて廃棄される食べ残しを削減することは重要なことです。
- ・食品ロスの削減を進めていくためには、食べ物を大切にする活動を周知するだけでなく、実践していく必要があります。
- ・ライフスタイルの変化や高齢化に対応するため、雑がみなどの再生資源回収量の増加に向けて、再生資源回収のさらなる活性化が必要です。

② 事業系ごみの減量の推進

- ・食品ごみの減量を推進するため、飲食店などの食べ残しを削減する取り組みが必要です。
- ・ごみ処理施設における搬入物調査を実施し、その調査結果を活用した、事業者へのごみ減量・適正排出に関わる支援や誘導を行う必要があります。
- ・多量の廃棄物を排出する事業所に対しては、事業系一般廃棄物減量計画書の提出を活用したごみ減量の推進も必要です。
- ・中小規模事業所から排出される古紙などは微量で、長期間保管することではなかなか排出されないことから、事業系ごみ減量マニュアルの配布といった行政の支援や事業者同士が連携した取り組みが必要です。

(4) ごみの適正処理に対応した分別収集体制の確立

- ・市民がごみの出し方を間違えるのは、情報が正確に伝わっていないことが考えられます。様々な年齢層やライフスタイルに応じた多様な手段でごみに関する情報を市民に伝え、理解を深めていく必要があります。
- ・社会状況の変化で発生する新しい廃棄物問題に対応するため、引き続き情報収集を行い、効率的かつ効果的な分別収集をする必要があります。
- ・ごみ収集・処理事業者の安全を確保するため、市民や事業者に対して、危険物などの排出ルールを浸透させる必要があります。

第3章 基本理念と方針

1 基本理念（～この計画では何をめざすのか～）

ごみを減量し、循環型社会や低炭素化社会を実現するためには、市民の皆さんの力を結集することが必要です。

したがって、前計画から引き継いだ「もったいないが根付く市民力や地域力」を最大限に発揮し、市民・事業者の皆さんが、この計画に掲げた取組みと一緒に進めていただくことが不可欠です。

こうした取組みを本市がしっかりと支えることで皆さんと一緒にごみを大幅に減らすことができます。

行政の取組みだけでは、決してごみは減りません。日々の暮らしの中で、家庭、地域、社会のごみを減らしていく主役は、あくまでも市民や事業者の皆さんです。

1つひとつの取組みは小さなことでも、それらの積み重ねが、社会全体の価値観を変え、大量生産、大量消費、大量廃棄のシステムを変えていきます。

「もったいないやん。それごみちゃうやん！」を合言葉に、SDGs（*参考資料P63を参照）に貢献し、循環型社会を実現していきます。

【基本理念】

もったいないという1人ひとりの気持ちと行動で3Rを進める

ごみを減らす最も大切なことは、ごみはできるだけ出さないことです。これを、ごみの発生抑制（リデュース）、ものの再使用（リユース）といい、この2つを合わせて2Rといいます。また、排出されたごみを可能な限り再生利用することが、再資源化（リサイクル）です。ここまでの過程を全部合わせて3Rといいます。それでも残ったごみについては、安心・安全に適正処理するとともに、エネルギーや資源を最大限に回収します。

本計画では、特にリデュース、リユースに重点を置いた3Rの取組みを基本とした方針を設定し、ごみ減量に向けた目標の達成をめざします。

2 3つの方針

ごみの発生抑制から適正処理に至るまでの流れに沿って、次の3つの方針に基づき施策を進めていきます。

方針1 ごみはできるだけ出さない、リデュース

- 生活のあらゆる場面で、もったいないの心を大切にしたい、ごみを出さない考え方を重視した暮らしへ転換します。
- もったいないが市民に浸透することにより、事業活動においても、市民の行動に伝えるためのごみを出さないものづくりが進みます。
- すぐにごみになるものを買わない、つくらない。市民のエコな暮らしに支えられた環境にやさしいまちづくりを進めます。

方針2 ごみではなく資源として、可能な限りリユース、リサイクル

- リユース、リサイクルについて、地域との連携を一層強化し、ごみ減量のための取組みを推進します。
- 家庭で使用済みとなったものでも、再使用ができるものを繰り返し使用するリユースに取り組むため、現在も実施している子ども用品や家具、食器などのリユース事業の拡充を図ります。
- 再生資源集団回収の多様な回収方法を提供することにより、リサイクルを推進します。また、小型家電の回収により、レアメタルをリサイクルするなど、可能な限り資源物を回収し、ごみではなく資源に変えていきます。

方針3 ごみは安全に処理する

- ごみの減量、リユース・リサイクルに取り組んでも、なお出てくるごみについては、引き続き適切に処理し、市民生活の安心・安全を守ります。
- 将来発生することが予想される大規模な地震や風水害に備えるため、災害廃棄物処理計画の策定や災害時対応マニュアルの整備など、総合的な災害対策の充実を図ります。
- 最終処分場を安定的に確保するため、最終処分量の削減に努めます。

3 減量目標

市民1人ひとりが、環境にやさしいライフスタイルを実践し、事業者との協働による環境に配慮したまちづくりに積極的に取り組むことで、循環型社会を構築します。本計画に掲げる目標は次のとおりです。

- ① 基準年度
最新の実績である平成30年度を基準年度とします。
- ② 目標年度
基本計画の計画期間の最終年度である令和12年度とします。
- ③ ごみの減量目標
521g（1人1日あたり90g削減）：家庭系ごみ排出量
2,692t（総排出量から1,200t削減）：事業系ごみ排出量
事業系ごみの1人1日あたりの排出量は約140g
20.0%（5%増加）：再生利用率

【目標設定についての考え方】

本市は、日本一前向きな市役所を市政運営方針に掲げていることから、ごみ減量目標は、府内市町村のトップクラスとなるように設定しています。

- ◇ 府内の家庭系ごみ、事業系ごみ、リサイクル率の状況については、参考資料 P48～50 までの「大阪府内の他都市と本市との比較」を参照

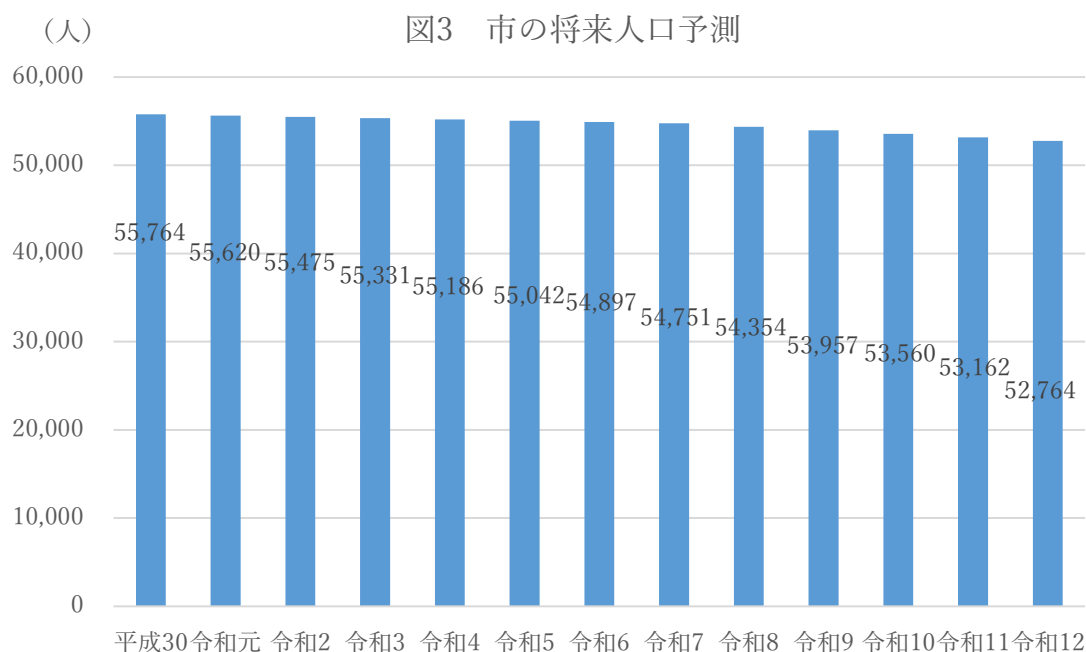
4 年度ごとのごみ排出量の推移

(1) ごみ排出量の算出の手順

減量目標を達成するためのごみ排出量の算出の手順は、次のとおりです。

市の将来人口予測については、平成 30 年度の人口は住民基本台帳の数値とし、将来人口は、平成 27 年度に策定しました四條畷市人口ビジョンの令和 7 年度及び令和 12 年度の数値に基づき設定しました。

ごみ総排出量の目標は、可燃ごみ（家庭系）、空き缶・空きびん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装、粗大ごみ・不燃ごみ、拠点回収ごみ（乾電池・蛍光灯）、集団回収ごみについては、1 人 1 日あたりのごみ排出量の目標に人口及び年間日数を乗じたものとししました。また、可燃ごみ（事業系）については、年間の総排出量を算出しました。



平成 30 年度は住民基本台帳 四條畷市
令和元年度からは四條畷市人口ビジョンに基づく

(2) 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の目標

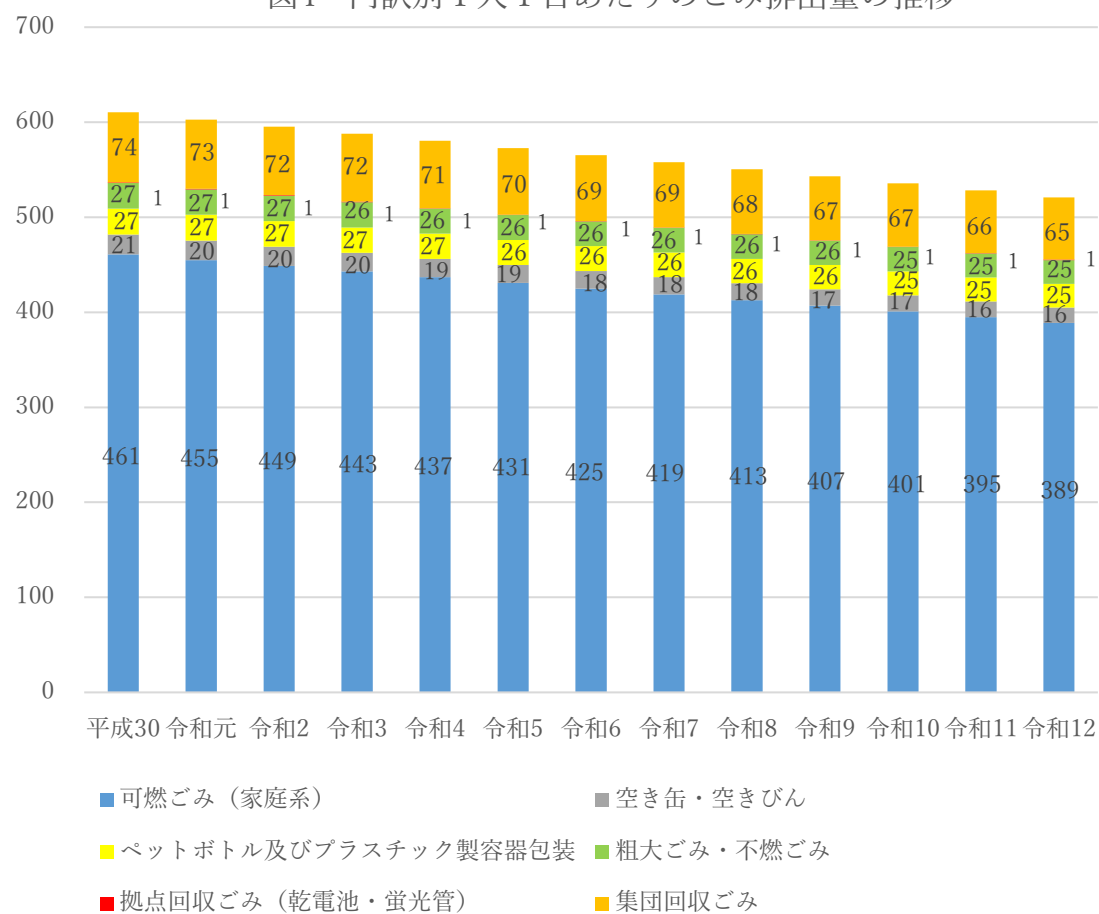
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の目標は、次のとおりです。平成30年度の最新の実績値から令和12年度の目標値に基づき、各年度のごみ排出量を均等に減少させることにより設定しました。

表4 1人1日あたりのごみ排出量の目標 (単位：g/人日)

区分	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
1人1日あたりのごみ排出量	611	603	596	589	581	573	565
		令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
		559	552	544	536	528	521

(g/人日)

図4 内訳別1人1日あたりのごみ排出量の推移

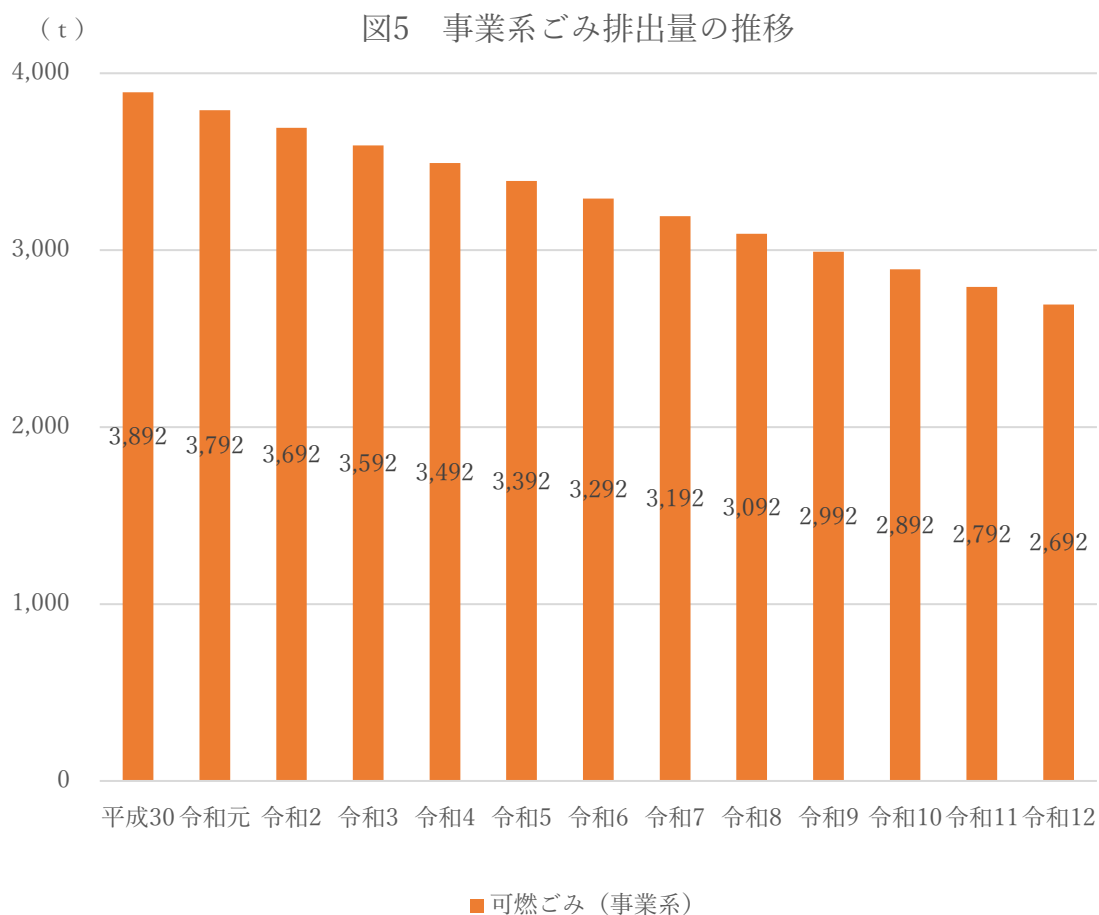


(3) 事業系ごみ排出量の目標

事業系ごみ排出量の目標は、次のとおりです。平成 30 年度の最新の実績値から令和 12 年度の目標値に基づき、各年度のごみ排出量を均等に減少させることにより設定しました。

表 5 事業系ごみ排出量の目標 (単位：t/年)

項目	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
事業系ごみ 排出量	3,892	3,792	3,692	3,592	3,492	3,392	3,292
		令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12
		3,192	3,092	2,992	2,892	2,792	2,692



(4) ごみ総排出量の目標

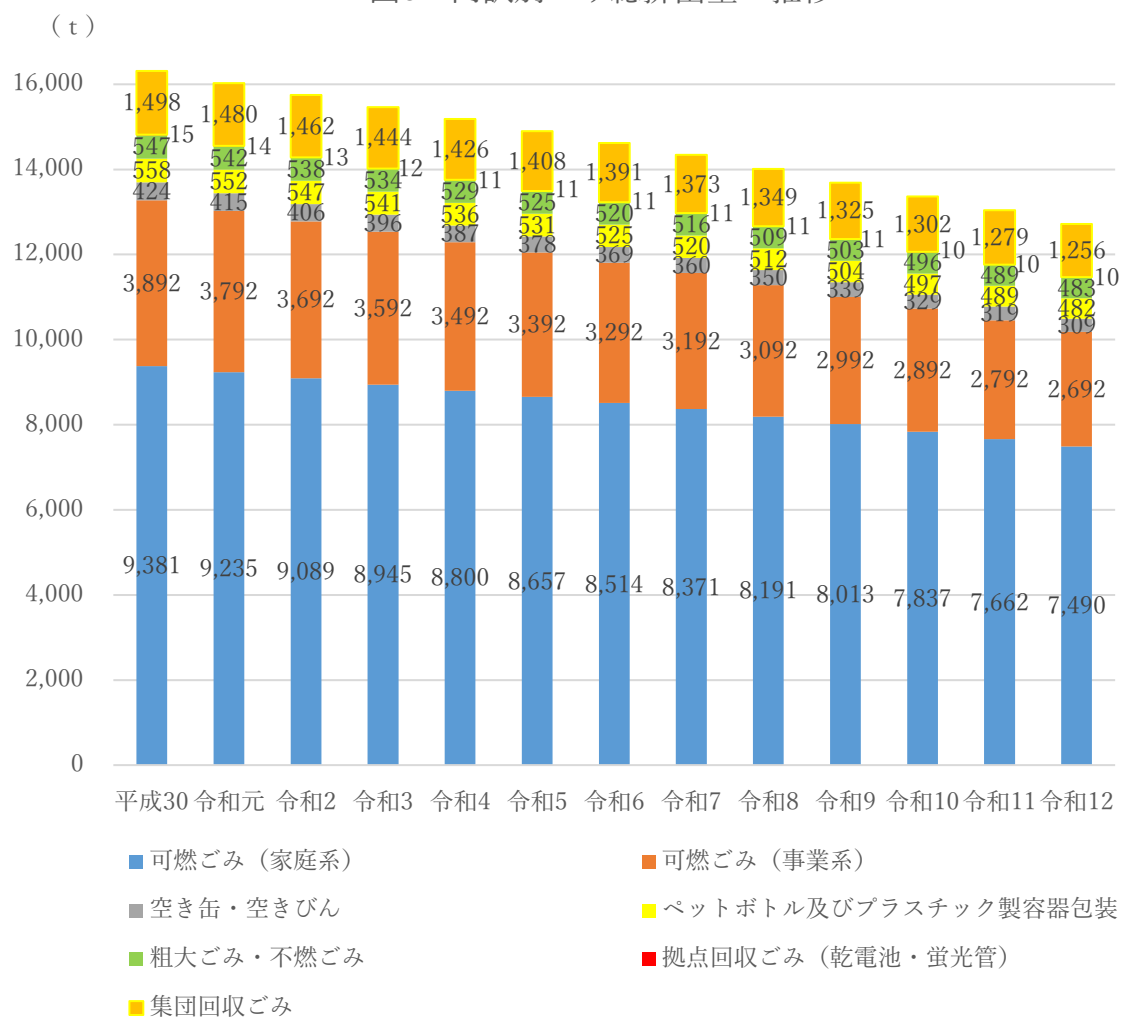
ごみ総排出量の目標は、次のとおりです。

表6 ごみ総排出量の目標

(単位：t/年)

項目	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
ごみ総排出量	16,315	16,030	15,747	15,464	15,181	14,902	14,622
		令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
		14,343	14,014	13,687	13,363	13,040	12,722

図6 内訳別ごみ総排出量の推移

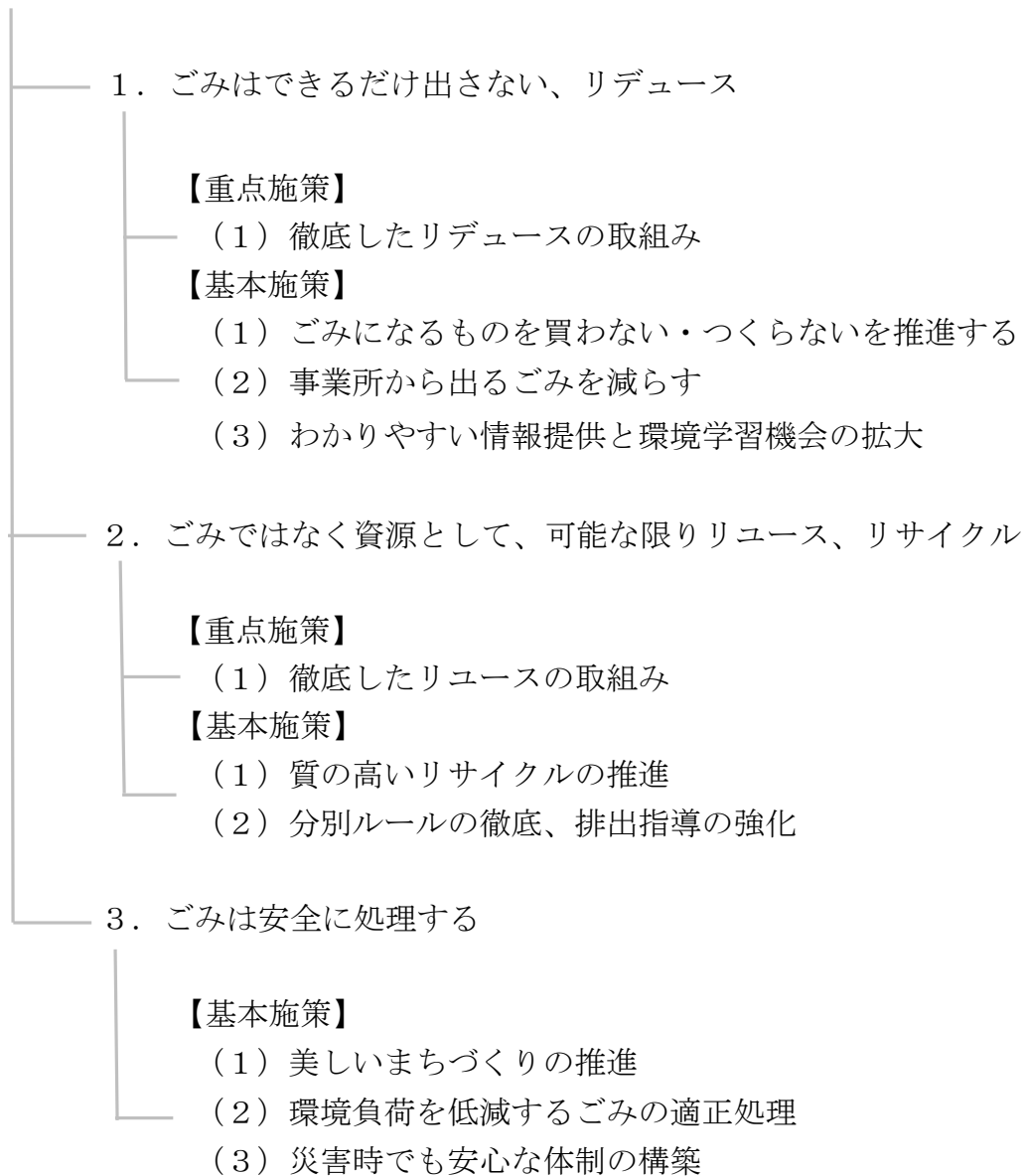


第4章 重点施策と基本施策

1 施策の全体像

【基本理念】

もったいないという1人ひとりの気持ちと行動で3Rを進める



2 新たな取組みの整理

本計画における新たな取組みを整理しました。

方針	施策	新たな取組み
ごみはできるだけ出さない、リデュース	【重点】 徹底したリデュースの取組み	食品ロスの削減に向けた取組み
		プラスチックごみの削減
	ごみになるものを買わない・ つくらないを推進する	家庭系ごみ有料化の検討
		ごみ減量の推進組織の設立
	事業所から出るごみを減らす	多量廃棄物事業所のごみ減量の促進
		搬入物調査の実施
		啓発チラシの作成
	わかりやすい情報提供と環境 学習機会の拡大	ごみについての環境教育の充実
		大人への教育機会の提供
ごみではなく資源として、 リサイクル	【重点】 徹底したリユースの取組み	かえっこバザールの開催
		おもちゃ病院の開催の検討
	質の高いリサイクルの推進	多様な再生資源回収方法の構築
		中小規模事業者の分別排出の促進
	分別ルール徹底、排出指導 の強化	分別収集の強化
		ごみ収集支援の拡充
ごみは安全に 処理する	美しいまちづくりの推進	幼少期からの環境美化学習
	環境負荷を低減するごみの 適正処理	-
	災害時でも安心な体制の構築	災害廃棄物処理計画の策定
		災害時対応マニュアルの整備

3 重点施策と基本施策

3つの方針に基づき、次の2つの重点施策と8つの基本施策を実施します。

方針1 ごみはできるだけ出さない、リデュース

重点施策（1）徹底したリデュースの取組み

ごみ減量につながるライフスタイルが市民に浸透するよう、市民と行政が目的を共有し、連携を図りながら徹底したリデュースの取組みを進めます。

○ 食品ロスの削減に向けた取組み 《重点》

消費・賞味期限について知識の向上と理解にあわせて、国内、国外における食品ロスの実態を市民・事業者へ伝えるとともに、「もったいない」の意識を高め、食べ物を大切にする活動を市内で展開し、食品ロスの削減をめざします。

例）フードドライブの実施、30・10運動の実施、食べ残しゼロ運動の実施

取組み項目	短期 ～令和4年度	中期 ～令和7年度	長期 ～令和12年度
食品ロスの削減に向けた取組み	フードドライブの実施、30・10運動の実施		

○ プラスチックごみの削減 《重点》

なわてプラスチック・スマート宣言の取組みとして、マイバック持参によるレジ袋の削減や、マイボトル持参の拡大に向け、キャンペーンの実施や事業者との連携による給水可能な施設を設置し、プラスチックごみを削減します。

取組み項目	短期 ～令和4年度	中期 ～令和7年度	長期 ～令和12年度
プラスチックごみの削減	マイバック・マイボトルの拡大、給水施設の設置		

基本施策（１） ごみになるものを買わない・つukらないを推進する

市民は「すぐにごみになるものを家庭に持ち込まない」、そして、「ものを大切に使う」、事業者は「生産や販売の段階で、ごみになるものをつukらない」、といった行動が定着するような取組みを推進します。

○ 家庭系ごみ有料化の検討 《新規》

ごみ減量目標の達成状況を見極めながら、家庭系ごみの有料化を検討します。具体的には、まず有料化のあり方を検討し、本市にふさわしい方法を採用します。

① 単純従量制

排出者が１枚目から有料の指定袋を購入し、指定袋でごみを排出する。

② 超過従量制

市が一定量まで無料シールを配る。一定量を超えると、排出者がシールを購入しごみ排出時に貼付する。

＊超過従量制は、単純従量制よりも市民の負担感が少なく利点である一方、無料である一定量まではごみ減量の意識が働きにくく、無料シールを作成・配布する費用への税金投入が必要となります。

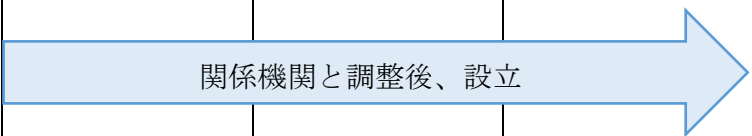
取組み項目	短期 ～令和４年度	中期 ～令和７年度	長期 ～令和１２年度
家庭系ごみ有料化の検討	有料化のありかた検討		有料化検討

○ 地域での３Ｒ活動の活性化

地域における３Ｒの取組みを推進するため、地域コミュニティと行政が協働して３Ｒの浸透を図り、ごみ減量活動の活性化に努めます。また、高齢者、成人、子ども、学生などの世代間の交流によるごみ減量活動の活性化に努めます。

○ ごみ減量の推進組織の設立 《新規》

市民、事業者、市により構成されるごみ減量の推進組織を設立します。地域におけるごみ減量の担い手を増やし、ごみ減量活動や分別ルール of 徹底に取り組めます。また、新しい地域活動を展開することにより、ごみを減らし、環境を大切にしたい暮らしの実現をめざします。

取組み項目	短期 ～令和 4 年度	中期 ～令和 7 年度	長期 ～令和 12 年度
ごみ減量の推進組織の設立			

○ ごみ減量推進団体との連携

市内のごみ減量推進団体と積極的に情報交換を行い、連携を強化します。また、環境フォーラムなどのイベントで多くの市民に対して環境啓発を行います。

○ 3きり運動の推進

焼却施設の燃焼効率の向上やごみ収集時のコスト削減等の効果も見込まれる生ごみの水切りを含めた、3きり運動（使い切り、食べ切り、水切り）を推進し、市民との協働によるごみの発生を抑制する運動の促進を図り、ごみ排出量の削減に努めます。

○ 計画的な購入によるごみの発生抑制

排出されたごみの中には、食べ残しや未開封の生ごみが含まれており、住民 1 人ひとりが「もったいない」という気持ちを持つことが必要であることから、大事に長く使えるものを買う、未開封の生ごみをつくらないなど、生活全般について、もったいない精神でライフスタイルを見直し、ごみの発生抑制に努めます。

○ 適切な分別排出の浸透

市が作成しているごみの出し方の冊子やごみ収集表を活用し、市民に対して、ごみ分別・排出ルールを周知します。自治会やマンション管理組合と連携し、地域のごみ減量の取組みの活性化を図ります。

基本施策（２） 事業所から出るごみを減らす

事業活動から排出されるごみの減量・適正処理を推進するため、事業者にとってコスト削減につながる情報を提供することにより、ごみ減量のメリットを広く周知する取組みを行います。

○ 多量排出事業所のごみ減量の促進 《新規》

多量の廃棄物を排出する事業所に対し、事業系一般廃棄物減量計画書の提出を求め、各事業所のごみ減量の取組みを把握します。それを基に各事業所に立ち入り、現状を確認したうえで、ごみ減量への協力を要請します。また、本市も事業所であることから、同様の取組みを率先して行います。

取組み項目	短期 ～令和４年度	中期 ～令和７年度	長期 ～令和１２年度
多量排出事業所のごみ減量の促進	計画書の提出、事業所を訪問し、現場確認		

○ 搬入物調査の実施 《新規》

ごみ処理施設における搬入物調査の機会を通して、資源物や産業廃棄物を搬入した排出事業者及び許可業者に、ごみ減量や適切な排出の誘導を行います。

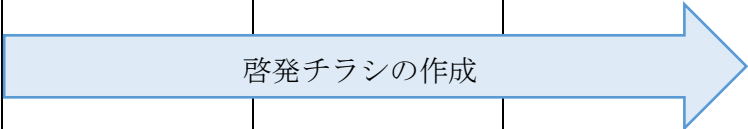
取組み項目	短期 ～令和４年度	中期 ～令和７年度	長期 ～令和１２年度
搬入物調査の実施	搬入物調査	事業者 zu 適切な排出の誘導	

○ 公共施設の資源回収の徹底

市役所をはじめとした公共施設に設置している回収ボックスについて、業務で発生する古紙や職員の飲食に伴う缶・びん・ペットボトルの回収を徹底します。

○ 啓発チラシの作成 《新規》

事業所内にごみ減量意識を普及するために、事業所向けのごみ減量の啓発チラシを作成します。

取組み項目	短期 ～令和 4 年度	中期 ～令和 7 年度	長期 ～令和 12 年度
啓発チラシの作成			

○ ごみ減量に向けた情報提供

事業者のごみ減量の取組み内容の紹介、再生資源回収業者の引取情報、リサイクル可能な紙類や産業廃棄物の混入をなくす分別排出など、ごみ減量に向けた情報提供の充実を図ります。

○ 事業系ごみの適正負担に関する検討

事業系ごみは、事業者のごみ処理責任を明確にし、さらにごみ減量が進むよう、収集手数料、ごみ処理手数料の徴収方法、費用負担のあり方を見直します。

○ 食品廃棄物リサイクルの推進

食品リサイクル法に基づき、魚あら等の食品廃棄物のリサイクルや飲食店での食べ残しを削減する取組みを推進します。

基本施策（３） わかりやすい情報提供と環境学習機会の拡大

ごみ減量に向けた市民・事業者の具体的な取組方法などを情報提供し、全ての市民が環境について学べる機会をつくります。また、環境学習を通して、全ての市民が３Ｒの説明ができる、日本一前向きな市役所をめざします。

○ ごみについての環境教育の充実 《新規》

保育所・幼稚園・小学校・中学校において、ごみについての環境教育を実施します。より幅広い世代にごみについての環境教育を進めるため、関係機関の協力を得ながら、高等学校におけるごみについての環境教育を実施します。

取組み項目	短期 ～令和４年度	中期 ～令和７年度	長期 ～令和１２年度
ごみについての 環境教育の充実	関係機関と調整後、実施		

○ 大人への教育機会の提供 《新規》

大学生や大人たちが自分たちで考える、どういう仕組みがいいのかを考えるといった、議論したり学習したりする場が不足しているので、ごみ減量についての環境学習の機会を提供します。

取組み項目	短期 ～令和４年度	中期 ～令和７年度	長期 ～令和１２年度
大人への教育機会の提供	事前準備	環境学習の機会を提供	

○ 市立環境センター修景施設の活用

本市が有する市立環境センター修景施設をはじめ、緑豊かな自然環境など、あらゆるツールを活用しながら、環境教育を推進します。

○ 定期的な施設見学会の実施

自らが排出したごみがどこでどのように処理されているか、より多くの市民に知ってもらうため、市民を対象としたごみ処理施設の見学会を実施します。

○ 講演会や出前講座への参加

自然や物を大切にするもったいない精神を育むため、環境学習や講演会の参加を促します。市職員が地域に出向いてごみの出前講座を行い、実例に基づいたごみ減量化の方法などを啓発します。

○ ごみ問題の情報提供

身近なごみ問題に関心を持ってもらえるように、広報誌、ホームページ、自治会の回覧板などで、市民に情報提供します。また、環境フォーラムを開催し、ごみ関連ブースを設け、市民への啓発活動の機会を増やします。

○ 転入者等への情報提供

市内への転入者に、転入手続き時に四條畷市のごみの出し方の冊子やごみ収集表を配布し、新規住民への分別排出ルールを情報提供します。

○ 市民への啓発

ごみの減量化や処理には多くの費用がかかっていることを市民にわかりやすく説明します。焼却処理のためよりも、環境に配慮した資源循環を進めるために費用を投じる方が望ましいこと、それ以上に、ごみを出さないようにすることが望ましいことについての啓発を進めます。

方針2 ごみではなく資源として、可能な限りリユース、リサイクル

重点施策（1）徹底したリユースの取組み

徹底したリユースを推進しごみを減量するため、地域と行政が協働して取組みを進めるとともに、高齢者、成人、子ども、学生などの世代間交流によるごみ減量活動の活性化に努めます。

○ リユース事業の拡大 《重点》

使用済みとなったものでも、再使用可能なものを繰り返し使用するリユースの取組みを促進するため、現在も実施しているリユース事業を拡大します。

例) 家具のリユース展の開催、子ども用品交換会の開催、食器市の開催など

また、子どもが主体となって、遊ばなくなったおもちゃを持ち寄って、遊びたいおもちゃと交換する、かえっこバザールを開催します。

さらに、子ども用品交換会やかえっこバザールで壊れたおもちゃについては、壊れたおもちゃを修理できる技能者を募り、おもちゃ病院の開設を検討します。

① かえっこバザールの開催

取組み項目	短期 ～令和4年度	中期 ～令和7年度	長期 ～令和12年度
かえっこバザールの開催	関係機関と調整後、実施		

② おもちゃ病院の開設の検討

取組み項目	短期 ～令和4年度	中期 ～令和7年度	長期 ～令和12年度
おもちゃ病院の 開設の検討	技術者募集	開設の検討	

基本施策（１） 質の高いリサイクルの推進

再生資源集団回収など、多様な再生資源の回収方法を提供することにより、ごみの減量・リサイクルを推進します。

○ 多様な再生資源回収方法の構築 《新規》

質の高いリサイクルを推進するため、関係機関と連携し、市民のライフスタイルに応じた多様な資源回収方法を提供し、新たなシステムを構築します。

取組み項目	短期 ～令和４年度	中期 ～令和７年度	長期 ～令和１２年度
多様な再生資源 回収方法の構築	新たな資源回収方法を構築		市民へ提供

○ 中小規模事業者の分別排出の促進 《新規》

中小規模事業所から排出される古紙などは微量で、長期間保管することになかなか排出されないことから、中小規模事業者が古紙などの資源物を回収できる仕組みをつくり、分別排出によるごみの減量を推進します。

取組み項目	短期 ～令和４年度	中期 ～令和７年度	長期 ～令和１２年度
中小規模事業者の 分別排出の促進	資源物回収の仕組みづくり		検証後実施

○ 再生資源集団回収の推進

既存の集団回収団体に対して、活性化につながる回収意欲の促進の方策を講じるとともに、さらなる回収量の増加に向けた取組みを検討します。

○ 小型家電の回収

ごみの中には資源となるものが多く含まれていることから、デジタルカメラや携帯電話などの使用済小型家電の回収を行います。市民が持込めるような資源物回収拠点を設置し回収するなど、リサイクルの取組みを進めます。

基本施策（２） 分別ルールの徹底、排出指導の強化

家庭ごみ、事業系ごみともに、ごみの分別収集ルールを徹底し、排出指導を強化します。また、地域におけるごみ収集の仕組みをつくります。

○ 分別収集の強化 《新規》

ごみの分別収集を強化することにより、異物混入の減少、引取価格の上昇、割れもの残渣の減少、抜き取り作業の軽減、収集時の事故、火災防止といった効果が期待できることから、さらなる分別収集を検討します。

例）可燃粗大ごみと不燃粗大ごみの分別収集の検討

缶とびんの分別収集の検討、スプレー缶単独の収集の検討

取組み項目	短期 ～令和４年度	中期 ～令和７年度	長期 ～令和１２年度
分別収集の強化	さらなる分別収集の検討		収集の強化

○ ごみ収集支援の拡充 《新規》

１人暮らしの高齢者の増加が見込まれることから、ごみ出しが困難な高齢者で、主に障がい者の世帯を対象にサポート収集を実施します。また、ごみ収集車が進入できない地区については、軽トラック車による収集を検討します。

取組み項目	短期 ～令和４年度	中期 ～令和７年度	長期 ～令和１２年度
ごみ収集支援の拡充	高齢者のサポート収集の検討		収集開始

○ 効率的な収集と市民サービスの向上

家庭から排出されるごみ収集を委託している業者と市が連携し、効率的な収集を実施し、全市域において分別に関するさらなる周知啓発を行います。

○ 収集品目や手数料の見直し

現在のごみ収集、処理の状況を踏まえ、収集品目や手数料の見直しにより搬入を抑制し、さらなる効率的なごみ収集・処理体制を検討します。

○ 違反ごみの指導徹底

収集の際に分別ができていない場合、このごみは収集できませんシールを貼付し、あえてごみ収集しないことにより、ごみの排出の適正な指導を徹底します。

○ 汚れのひどいプラスチック製容器包装の排出方法

プラスチック製容器包装については、水で洗っても汚れが落ちにくいものは可燃ごみに出すよう、市民に呼びかけます。

○ 事業系ごみの家庭系ごみへの混入防止

現在、家庭系ごみは行政サービスとして粗大ごみは一部有料ですが、事業系ごみは量に応じて処理手数料を徴収していることから、事業系ごみが家庭系ごみに混入することの防止に努めます。また、家庭系ごみと事業系ごみの量を正しく把握し、事業者への指導強化に努めます。

○ 資源化物の収集・運搬体制の確立

収集時にびんが割れないようにするなど、資源化物が適切に再生されるよう、資源化物の収集・運搬体制の確立を進めます。

○ ごみ収集品目の統一の検討

適正なごみ処理を行うため、本市及び交野市で共同処理するごみの品目について、統一に向けた検討を行います。

方針3 ごみは安全に処理する

基本施策（1）美しいまちづくりの推進

四條畷市生活環境の保全等に関する条例に基づき、市民・事業者・行政が一体となってそれぞれの役割を果たし、ポイ捨てや不法投棄のない美しいまちづくりを進めるため、連携した運動を展開します。

○ 幼少期からの環境美化学習 《新規》

幼少期から清掃美化活動に参加することにより、美しいまちづくりの意識を持ち、大人になってもまちの美化を意識できる環境美化学習を実施します。

取組み項目	短期 ～令和4年度	中期 ～令和7年度	長期 ～令和12年度
幼少期からの環境美化学習	事前準備	環境美学習の実施	

○ まちを美しくする運動の推進

市民・事業者・関係機関と連携し、駅前での啓発活動や道路、河川での美化活動を行い、ポイ捨てや不法投棄のない美しいまちづくりを推進します。

○ 不法投棄多発地帯へのパトロール強化

主要市道を中心とする不法投棄に対して、立札、看板、防止柵を設置し、定期的にパトロールを実施し、不法投棄が多発している地域を継続的に監視します。

○ 地域住民との協働による不法投棄防止活動

不法投棄されたごみを放置しておくこと、次の不法投棄を招くことから、不法投棄を発見した場合は、速やかに撤去します。投棄者がわからないケースについては、土地管理者や地域住民と連携し、ごみを速やかに撤去し原状回復します。

○ 地域住民との清掃美化活動の実施

不法投棄多発地帯は地域住民と行政が連携して清掃美化に努め、不法投棄しづらい場所に変えていきます。

基本施策（２） 環境負荷を低減するごみの適正処理

家庭などから出るごみを安心・安全に回収し、適正に処理するとともに、埋立処分地の更なる環境負荷の低減を図ります。

○ 中間処理施設の維持管理

ごみの減量化や再資源化を行うことで最終処分場への負荷軽減と資源の循環ができるように、中間処理施設を適正に管理し運営します。

＊中間処理施設とは、ごみ焼却施設やリサイクルセンターなど、ごみの焼却処理や再資源化を行う施設をいいます。

○ 廃棄物の適正処理

中間処理施設において、安定したごみ処理を継続的に行うために、焼却やリサイクルが適正に行われるよう、関係機関と調整を図ります。

○ 安定した中間処理施設の運用

中間処理施設が余力を持って運営できるよう、関係機関の連携を強化します。

○ 最終処分場の安定的な確保

ごみの焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場で埋立処分しており、今後も現体制を継続します。また、ごみの発生抑制や再生利用、適切な中間処理を行い、搬入量を削減することで、同センターの延命化に協力します。さらに、国・府と情報を共有し、最終処分場の安定的な確保に努めます。

○ 最終処分量の削減

大阪湾の豊かな自然環境を次世代に継承するため、ごみの減量化を積極的に推進し、最終処分量の削減に努めます。

基本施策（３） 災害時でも安心な体制の構築

将来発生することが予想される大規模な地震や風水害に備えるため、総合的な災害対策の充実を図ります。

○ 災害廃棄物処理計画の策定 《新規》

非常災害発生時に備えて、仮置き場の確保、廃棄物の分別や処理方法、周辺の地方公共団体や民間事業者との協力体制の整備など、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための事項を定めた災害廃棄物処理計画を策定します。

取組み項目	短期 ～令和４年度	中期 ～令和７年度	長期 ～令和１２年度
災害廃棄物 処理計画の策定	災害廃棄物処理計画の策定		適宜見直し

○ 災害時対応マニュアルの整備 《新規》

大規模な災害で大量に発生する災害廃棄物を迅速に処理するため、できるだけ早い段階から分別収集に着手できるよう、過去の災害の事例や教訓から、災害廃棄物処理の技術やノウハウを蓄積し、災害時対応マニュアルを整備します。また、災害時対応マニュアルに基づいた訓練を実施します。

取組み項目	短期 ～令和４年度	中期 ～令和７年度	長期 ～令和１２年度
災害時対応 マニュアルの整備	災害時対応マニュアルの整備		訓練の実施

○ 広域的な支援・連絡体制の確立

本市では、交野市、四條畷市交野市清掃施設組合及び生駒市において、地震や台風等の災害時に大量発生したごみ処理に支障をきたす事態に備え、一般廃棄物処理に係る相互支援協定を締結しています。台風や地震といった自然災害によって一般廃棄物の処理が困難になったときは、相互支援を行います。

4 収集運搬計画

収集運搬とは、市内全域から排出されるごみを迅速に集め、住民の生活環境に支障がないように中間処理施設まで運搬することです。

まず、排出抑制による発生源での減量化を推進し、その結果排出される廃棄物に対して分別収集することにより、再資源化が可能なものを選別し、再生利用を推進します。

ごみの分別区分及び収集運搬体制は次のとおりとしますが、社会情勢の変化や市民ニーズ、超高齢化社会に対応したサービスの提供など、必要に応じて見直していくものとします。

表 7 収集方式

区分	収集回収	収集方式	収集体制
可燃ごみ	週 2 回	戸別収集または ステーション収集	委託
空き缶・空きびん	月 2 回		委託
ペットボトル及び プラスチック製容器包装	週 1 回		委託
粗大ごみ・不燃ごみ	月 1 回		委託
臨時ごみ	随時		委託
乾電池、蛍光管	随時	拠点回収	直営
新聞・雑誌等	随時	集団回収	—
不法投棄ごみ	随時	—	直営
事業系可燃ごみ	随時	—	許可

なお、収集区域は本市の全域とし、家庭系ごみについては、戸別収集またはステーション収集による収集を行います。

5 中間処理計画

中間処理は、収集運搬されたごみを減量化・再資源化し、最終処分場への負荷を軽減するために行われ、ごみ処理の中では最も重要な過程です。

中間処理は、再資源が可能なものについては積極的に再資源化を行い、可燃ごみは焼却処理を、不燃ごみなどは破碎処理し、資源物を抜き取りした後、残渣等の埋立処分を行います。本市域内から収集された一般廃棄物（ごみ）は、四交クリーンセンター及び北河内4市リサイクル施設組合において中間処理を行います。

6 最終処分計画

本市で発生したごみは、排出、収集、運搬及び中間処理の各段階で減量化、再資源化をしています。ごみの減量化は最終処分場での処分量を減らすことが大きな目的であることから、ごみの減量化を行うとともに、焼却灰及び埋立対象物の減量化を図ります。

中間処理後の最終処分については、大阪湾臨海環境整備センターに委託し、埋立処分をしています。本市は最終処分場を整備するための土地がないので、今後も同様に、大阪湾広域臨海環境整備センターへ埋立処分を委託します。

第5章 計画推進のために

まちの環境像をめざし、長期目標の実現に向けた取組みを確実に推進していくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を認識し、連携・協働のもとで環境に配慮した体制を構築していくことが重要です。このため、この計画を推進し、進行管理していくための組織を整備します。

表8 計画推進のための組織と役割

四條畷市 環境審議会	市議会議員、学識経験者、市民、関係職員で構成され、環境基本計画に関する事項、良好な環境の保全及び創造に関する事項について専門的かつ広範な見地から意見を述べて調査・審議を行うための機関です。計画の進捗状況について点検・評価を行い、見直しにあたって意見を述べます。
---------------	--

本計画は作ったら終わりではなく、どのように進めていくのが重要です。そのために、各施策の新規の取組みについて、進捗管理シートによる実施状況の把握を行います。また、毎年、この計画の進捗状況を四條畷市環境審議会に報告します。さらに、本計画は、今後の社会情勢の変化を踏まえ、概ね5年後を目処に、それまでの施策及び取組みの実施状況の確認と効果検証を行い、必要に応じて見直すこととします。

参 考 資 料

も く じ

参考資料

1	四條畷市の概況.....	37
2	人口・世帯数.....	38
3	関係法令.....	40
4	国、大阪府の達成目標.....	42
5	ごみ処理の流れ.....	43
6	ごみの排出量.....	44
7	大阪府内の他都市と本市との比較.....	48
8	ごみの減量化・資源化の現状.....	51
9	ごみ収集の現状.....	58
1 0	ごみの組成分析.....	59
1 1	ごみ処理費用の現状.....	60
1 2	中間処理施設の概要.....	61
1 3	SDGs の 17 目標の概要.....	63

1 四條畷市の概況

本市は、大阪府の北東部に位置し、交野市、大東市、寝屋川市及び奈良県生駒市に隣接しています。市域は、東西約 7.3 km、南北約 5.3 km、面積は 18.69 km²で、その約 3 分の 2 は北生駒山地となっています。

本市は、昭和 45 年 7 月に府内 30 番目の市として市制を施行しました。昭和 36 年に、四條畷町と田原町が合併し現在の市域が定まり、この間に国鉄忍ヶ丘駅の開設、上水道の整備の生活基盤の充実が図られました。昭和 30 年代の後半から市域の南部を中心として住宅開発が進み、人口増加の兆しがみえはじめ、この時期から北生駒山地の土砂採取も始まり、山の様相は大きく変化しました。昭和 40 年代には、大阪大都市圏の拡大による急速な都市化が進む中、国鉄片町線（学研都市線）の四条畷駅までの複線化（昭和 44 年）と前後して人口が急増しました。

平坦地である西部市街地は、中央部を国道 163 号が東西に、西端部を国道 170 号が南北に走っています。さらに、中央部を国鉄片町線（学研都市線）が南北に走り、大阪市内都市部や神戸方面に乗り換えなしで行くことができるなど、利便性が高い特徴を持っています。その沿線を中心に市街地が広がっていますが、ところどころに農地や社寺、史跡が残されています。また、市街地の東側には、大阪平野を眺める飯盛山など北生駒の山々が連なり、そのほとんどが金剛生駒紀泉国定公園に指定され、緑豊かな自然を有しています。

特に、北生駒山地の中核的エリアである緑の文化園周辺地域は、自然を活かした文化、研修、スポーツ、レクリエーションの場として、多くの人々に利用されており、広域的なシンボルゾーンとしての役割を担っています。東部の田原地域は、自然環境に恵まれた田園風景の残る集落地があり、水、緑、石を活かした市街地の整備や、緑豊かな魅力ある地域として形成されつつあります。

2 人口・世帯数

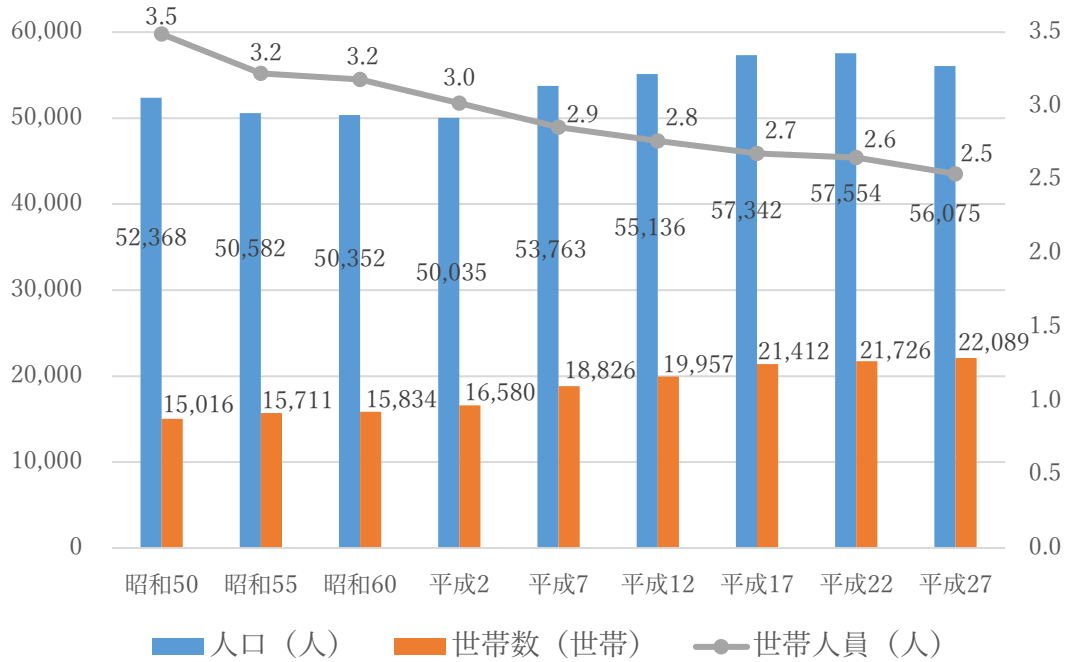
本市の人口推移は、四條畷町時代の昭和 35 年は約 10,000 人でしたが、住宅開発が進む市内の岡山地区、雁屋地区を中心に増加し、昭和 35 年から昭和 40 年の増加率は、大阪府下の地方自治体では最も高い 79.6%を記録しました。昭和 50 年に 52,368 人と一旦ピークを迎えた後は、昭和 55 年から平成 2 年までは 50,000 人を少し上回る規模で推移してきました。しかし、田原地区が関西文化学術研究都市に指定された後は新興住宅の開発が進み、平成 17 年以降は 57,000 人台で推移していますが、近年は人口減少傾向がみられます。

本市の世帯数の推移をみると、人口増加、核家族化により、戦後一貫して世帯数が増加しています。これに対して 1 世帯あたりの人員は縮小しており、昭和 50 年当時は 3.5 人だったものが、平成 27 年現在は 2.5 人となっています。

また、近年、生産年齢人口（15～64 歳）が減少傾向にあります。平成 22 年に老年人口と年少人口が逆転し、老年人口は増加を続ける見込みです。市の将来人口推計をみると、こうした傾向は今後も持続することが予想されます。

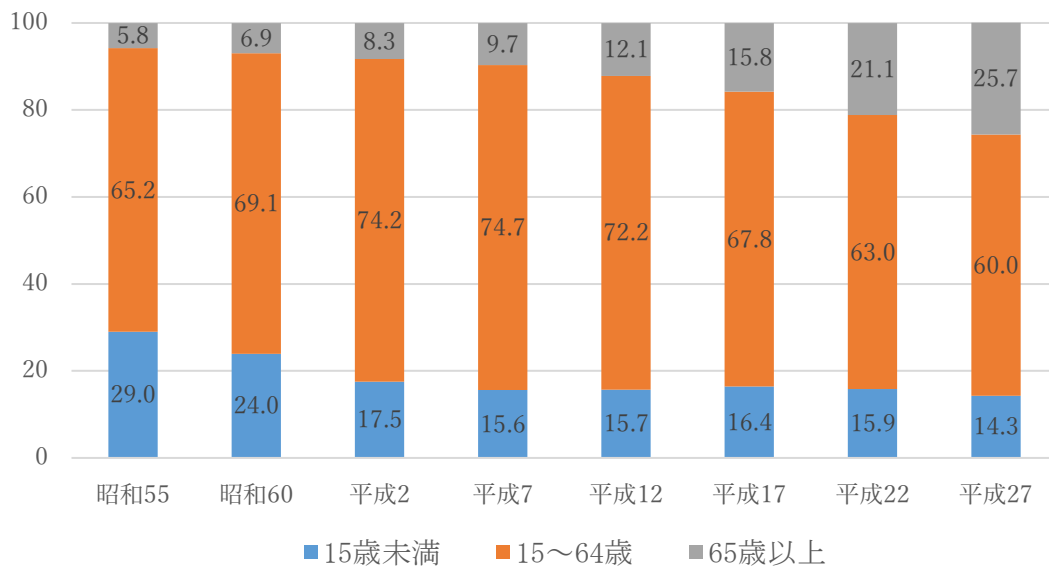
ごみの排出量は本市の人口・世帯数を反映したものとなるため、人口動向に配慮したごみ収集体制の確保が求められているとともに、ごみの排出量・内容は年代、世帯構成によっても異なることから、今後は、人口構造や世帯構成の変化にも留意したごみの減量化に取り組むことが必要となります。

図7 人口、世帯数、世帯人員の推移



総務省 国勢調査

図8 年齢3区分人口割合の推移



総務省 国勢調査

3 関係法令

(1) 関係法令の概要

平成 13 年 1 月に循環型社会形成推進基本法が制定され、これを契機に特定の廃棄物を対象としたリサイクル法も次々と施行されています。

表9 関係法令の概要

施行年月	関連法	概要
平成 6 年 8 月	環境基本法	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者および国民と、あらゆる主体の責務を明らかにし、環境の保全施策の基本となる事項を定めています。
平成 12 年 4 月	容器包装リサイクル法	一般廃棄物から排出されるごみの容積比で 6 割、重量比で 2～3 割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、消費者に分別排出、市町村に分別収集、製造者にリサイクルの責任を明確化しています。
平成 13 年 1 月	循環型社会形成推進基本法	廃棄物・リサイクル対策を総合的計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組みを推進するための基本的な枠組みを定めています。
平成 13 年 4 月	家電リサイクル法	平成 13 年 4 月以降、エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機を特定家庭用機器として位置付けており、製造業者には再商品化を、小売業者には消費者からの引取や製造業者への引き渡しを、排出者にはリサイクル料金や運搬費用の負担を義務付け、家電製品のリサイクルを推進しています。

平成 13 年 4 月	資源有効利用促進法	10 業種、69 品目を対象業種、対象製品として位置づけ、事業者に対して 3 R の取り組みを求めており、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については、平成 13 年 4 月より、事業者に対し、識別表示が義務付けられています。
平成 13 年 4 月	グリーン購入法	国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、環境物品等の情報提供の推進及び環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としています。
平成 13 年 5 月	食品リサイクル法	食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料等の原材料として再生利用するなど、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進しています。
平成 14 年 5 月	建設リサイクル法	建築物解体の際に廃棄物(コンクリート、アスファルト、木材)を分別しリサイクルすることを解体業者に義務付けています。
平成 17 年 1 月	自動車リサイクル法	自動車のリサイクルについて最終所有者、関連事業者、自動車メーカー、輸入業者の役割を定めた法律で、最終所有者には、リサイクル料金を負担することが義務付けられています。
平成 25 年 4 月	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	使用済小型電子機器のリサイクルを促進するために、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を図ることを目的としています。
令和元年 10 月	食品ロスの削減の推進に関する法律	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、総合的に推進することを目的としています。

4 国、大阪府の達成目標

(1) 国の達成目標

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。環境省では、平成 25 年 5 月に策定された現行計画の見直しを行い、平成 30 年 6 月に第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。この計画は概ね 2025 年までに国が講ずべき施策を示しています。

表 10 国の数値目標

項目	目標
1 人 1 日あたりのごみ排出量	2025 年度までに約 850g/人日
1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量	2025 年度までに約 440g/人日
最終処分量	2025 年度までに約 13 百万トン

(2) 大阪府の達成目標

大阪府では、府民、事業者、行政が連携・協働し、めざすべき循環型社会を構築するため、大阪府循環型社会推進計画を平成 28 年 6 月に策定しました。この計画においても、一般廃棄物の排出量等の目標が定められています。

表 11 大阪府の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	廃棄物として排出されるものの全体量 平成 32 年度までに平成 26 年度比で約 12.6%減
再生利用率	ごみ排出量のうち再生利用される量の割合 平成 32 年度までに平成 26 年度比で約 2%増
最終処分量	焼却等の処理を経て、最終的に埋立処分される量 平成 32 年度までに平成 26 年度比で約 18.0%減

5 ごみ処理の流れ（＊中間処理施設の概要は、参考資料 P61～62 を参照）

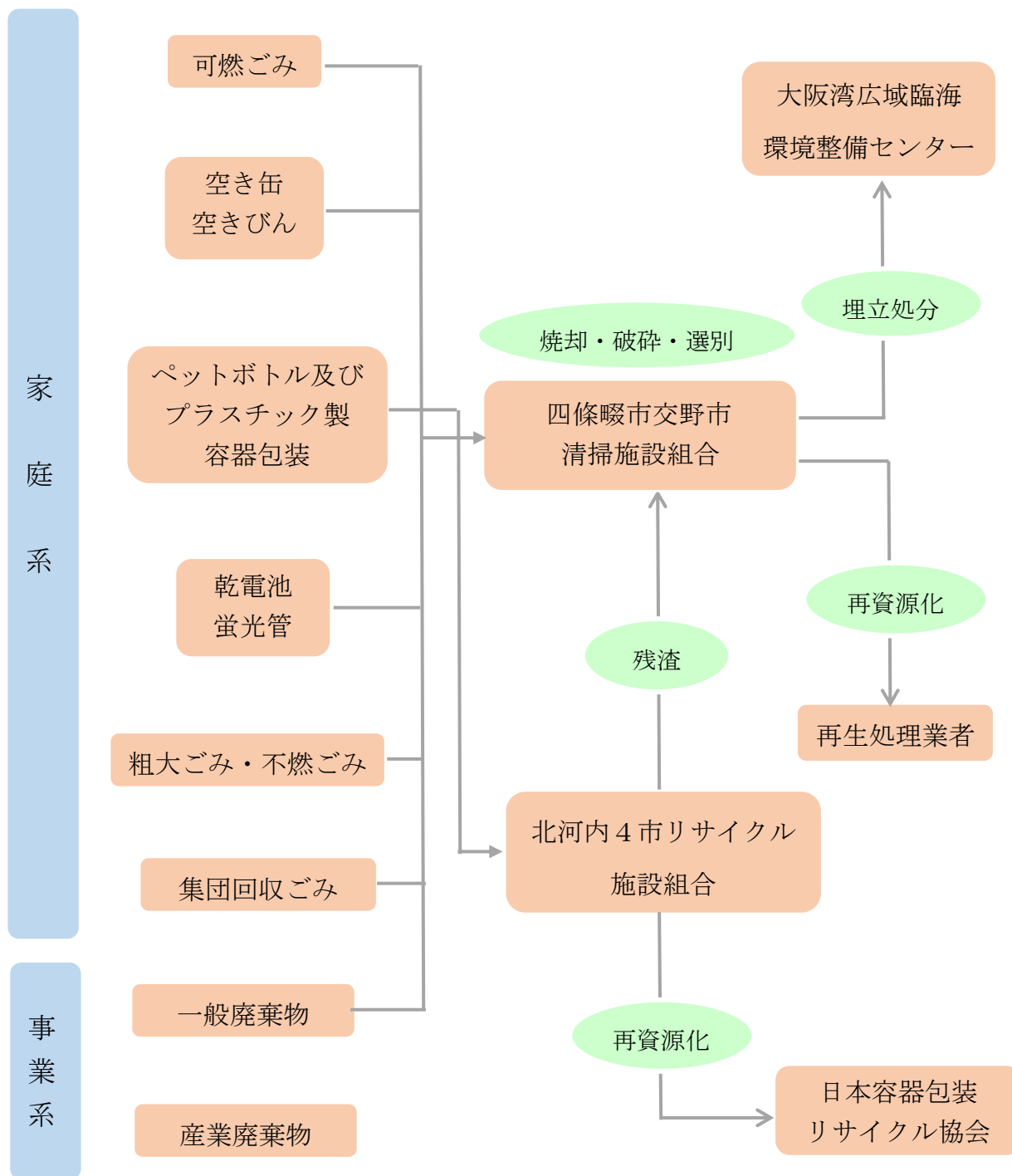


図9 本市におけるごみ処理の流れ

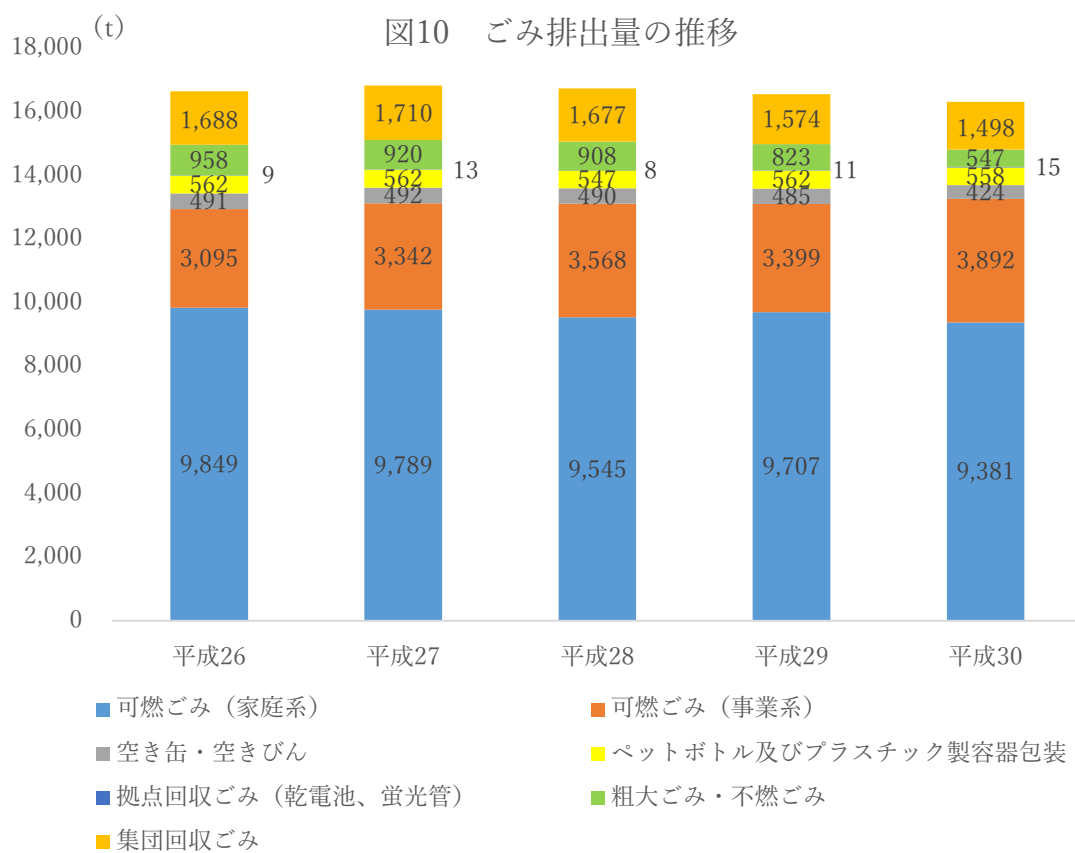
6 ごみの排出量

(1) ごみ排出量

ごみの排出量の推移は次のとおりです。ごみ排出量の半数以上が可燃ごみ（家庭系）となっており、全体的に減少傾向となっています。ごみ排出量は、平成 27 年度に増加傾向を示し約 16,800t となりましたが、その後は、分別区分の拡大や粗大ごみの一部有料化の実施などにより減少傾向を示し、平成 30 年度のごみ排出量は約 16,300t となっています。

表 12 ごみ排出量の推移 (単位：t/年)

項目	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
ごみ総排出量	16,652	16,828	16,743	16,561	16,315

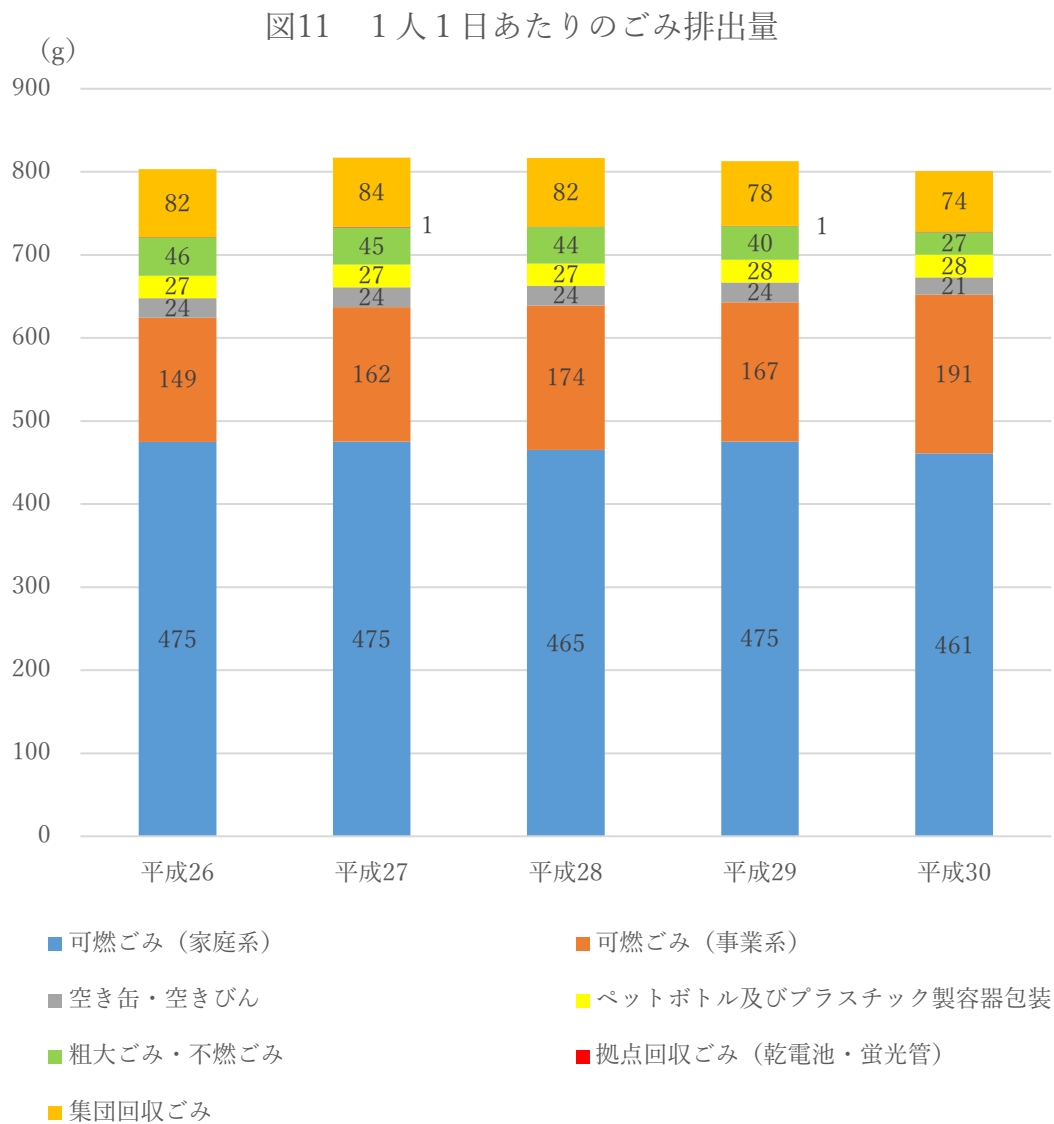


(2) 1人1日あたりのごみ排出量

1人1日あたりのごみ排出量の推移は次のとおりです。近年、市民1人1日あたりのごみ排出量は、減少傾向となっています。

表 13 1人1日あたりのごみ排出量 (単位：g/人日)

項目	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
1人1日あたりのごみ排出量	803	818	816	813	802



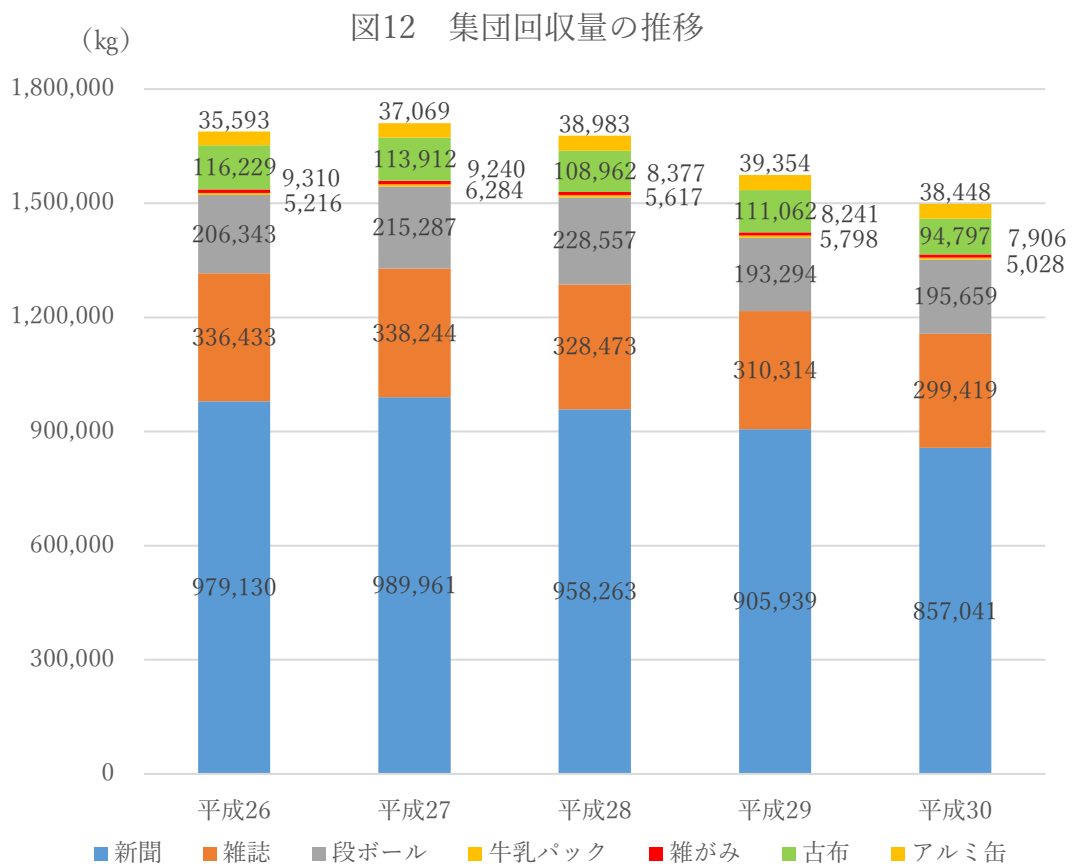
(3) 集団回収量

集団回収量は次のとおりです。新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、雑がみ、古布、アルミ缶の回収量は伸び悩んでおり、集団回収の活性化や、資源化物分別排出への協力の向上に取り組む必要があります。

なお、集団回収団体の役員の担い手がなく、集団回収の継続が困難になっている地域もみられることから、集団回収の世話役となる人材の育成や、子ども会等が主体となった集団回収に対する支援の充実等が必要です。

表 14 集団回収量 (単位：kg/年)

項目	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
集団回収量	1,688,254	1,709,997	1,677,232	1,574,002	1,498,298

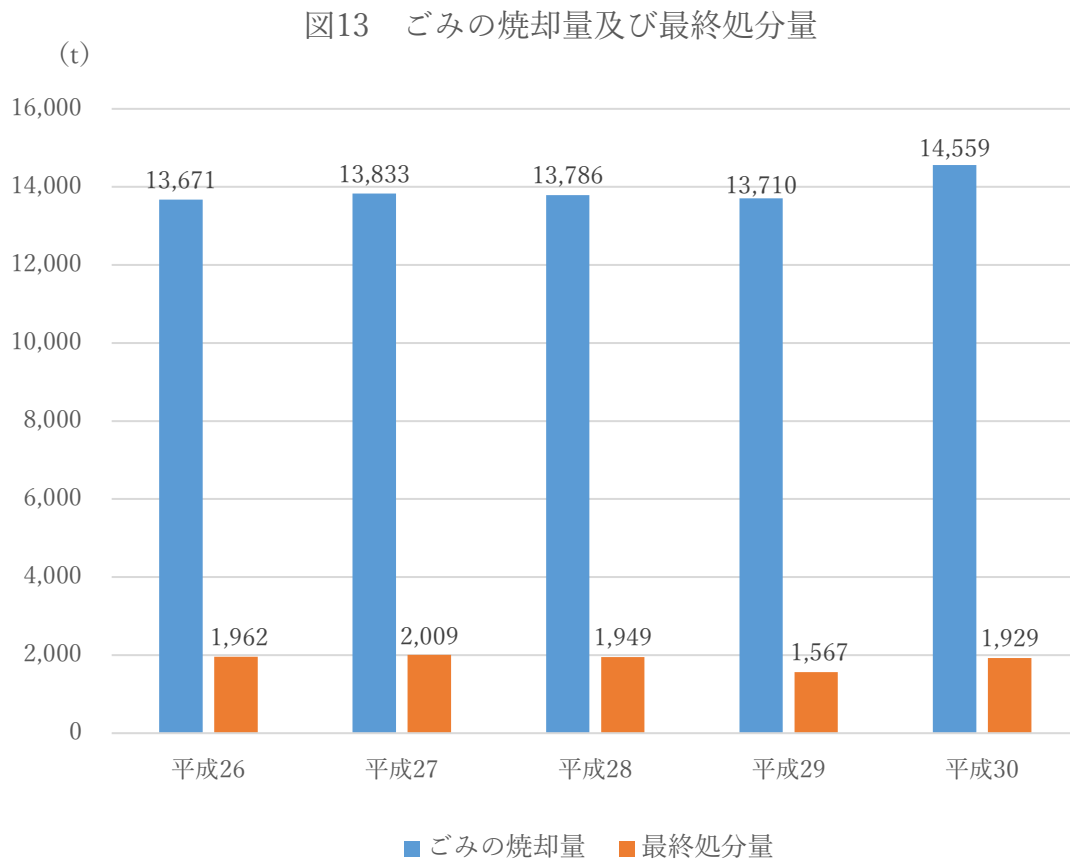


(4) ごみの焼却量及び最終処分量

ごみの焼却量及び最終処分量は次のとおりです。平成30年度のごみの焼却量は14,559t、焼却後の最終処分量は1,929tとなっています。

表15 ごみの焼却量及び最終処分量 (単位：t/年)

項目	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
ごみの焼却量	13,671	13,833	13,786	13,710	14,559
最終処分量	1,962	2,009	1,949	1,567	1,929



7 大阪府内の他都市と本市との比較

大阪府内市町村の生活系ごみ、事業系ごみ、リサイクル率を比較しました。

(1) 生活系ごみ

本市の生活系ごみの市民1人1日あたりの排出量は、府内43市町村で29番目でした。府内の上位は、大阪市（府内1位、1人1日あたり459g）、泉佐野市（府内2位、1人1日あたり471g）、守口市（府内3位、1人1日あたり522g）で、本市の646gと比べて大きな差があります。

表 16 1人1日あたりの生活系ごみ排出量の比較

順位	市区町村名	1人1日あたりの排出量 (g/人日)	人口(人)	ごみ排出量(t)		
				生活系ごみ	集団回収量	合計
1	大阪市	459	2,700,666	411,573	40,592	452,165
2	泉佐野市	471	100,783	16,622	712	17,334
3	守口市	522	144,083	24,032	3,417	27,449
4	豊中市	545	405,463	74,991	5,727	80,718
5	和泉市	550	186,237	32,292	5,110	37,402
6	高石市	556	57,992	9,751	2,008	11,759
7	茨木市	566	281,320	49,695	8,473	58,168
7	能勢町	566	10,399	1,948	201	2,149
7	交野市	566	77,898	14,740	1,348	16,088
10	泉大津市	567	75,273	13,254	2,330	15,584
29	四條畷市	646	55,806	11,590	1,566	13,156

環境省 平成29年度 一般廃棄物処理実態調査結果

（２）事業系ごみ

本市の事業系ごみの市民１人１日あたりの排出量は、府内４３市町村で１０番目でした。府内の上位は、太子町（府内１位、１人１日あたり４８ｇ）、千早赤坂村（府内２位、１人１日あたり５８ｇ）、島本町（府内３位、１人１日あたり８７ｇ）で、本市の１６７ｇと比べて大きな差があります。

表 17 １人１日あたりの事業系ごみ排出量の比較

順位	市区町村名	１人１日あたりの排出量 (g/人日)	人口 (人)	事業系ごみ排出量 (t)
1	太子町	48	13,615	240
2	千早赤坂村	58	5,391	114
3	島本町	87	30,636	968
4	忠岡町	130	17,226	815
5	富田林市	135	112,594	5,568
6	交野市	136	77,898	3,874
7	豊能町	137	20,135	1,006
8	河南町	143	15,742	824
9	河内長野市	164	107,476	6,417
10	四條畷市	167	55,806	3,399

環境省 平成 29 年度 一般廃棄物処理実態調査結果

(3) リサイクル率

本市のリサイクル率は府内 43 市町村で 23 番目でした。府内の上位は、豊能町（府内 1 位、リサイクル率 28.8%）、河内長野市（府内 2 位、リサイクル率 22.1%）、寝屋川市（府内 3 位、リサイクル率 21.1%）で、本市の 15.1%と比べて大きな差があります。

表 18 リサイクル率の比較

順位	市区町村名	リサイクル率(%)	人口（人）
1	豊能町	28.8	20,135
2	河内長野市	22.1	107,476
3	寝屋川市	21.1	235,959
4	茨木市	20.9	281,320
5	枚方市	20.2	404,324
6	守口市	20.1	144,083
7	千早赤阪村	19.9	5,391
8	堺市	18.6	841,345
9	阪南市	17.8	55,394
10	高石市	17.7	57,992
23	四條畷市	15.1	55,806

環境省 平成 29 年度 一般廃棄物処理実態調査結果

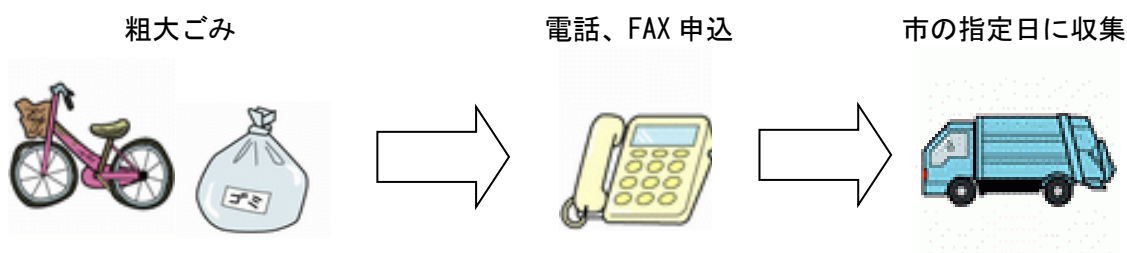
8 ごみの減量化・資源化の現状

(1) 減量化・資源化促進施策の実施状況

本市では、これまで次のようなごみの減量化・資源化施策を行っています。

① 粗大・不燃ごみの申込み制の導入

過去、粗大ごみについては年3回、不燃ごみについては月1回の定期収集をしていましたが、平成20年12月から各家庭から、1ヵ月に5点までの申込みを可能とする申込み制に変更しました。申込み制への変更は、粗大ごみ受付センターを設置し、電話又はファックスでの申込みを可能としました。



② 粗大ごみの一部有料化

ごみの減量化の推進から焼却ごみを減少させ、最終処分場の負担を軽減するため、平成30年4月1日より粗大ごみの一部有料化を開始しました。有料となる品目は、47品目の指定品目ごみと、幅（長さ）・奥行き・高さのいずれかが1m以上あるごみとし、粗大ごみの申込み点数は有料無料に関わらず合わせて5点までとしました。

表 19 粗大ごみの実績

項目	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
受付件数 (件)	22,026	22,524	21,550	31,063	15,125
処理実績 (t)	958	920	908	823	537

③ プラスチック製容器包装類の分別収集

枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市の北河内４市で発生する一般廃棄物のうち、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の中間処理を行うため、北河内４市リサイクル施設組合を設立しました。この施設では、焼却などは行わずに、不純物を取り除いて、ペットボトル・プラスチック製容器包装の分別と圧縮梱包処理を行っており、リサイクル事業者に引き渡しています。

表 20 プラスチック製容器包装類の実績 (単位：t)

項目	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
搬入量	575.83	574.19	560.62	580.74	558.28
残渣量	13.34	12.18	13.54	18.73	17.41
資源化量	562.49	562.01	547.08	562.01	540.87

④ 家庭で実践できる３きり運動

買い物前に冷蔵庫をチェックし使うものだけを買う「使い切り」、食べることのできる量の料理をすることや、外食では食べることのできる量を注文する「食べ切り」、生ごみはごみ袋に入れる前にひと手間をかけてごみのダイエットをする「水切り」、こうした取組みが食品ロスを減らしごみ削減につながることから、市広報誌や市のホームページを通じて、生ごみ３きり運動を推進しました。

⑤ 廃油の再生化

学校給食で使用された油については、事業者を通じ全て再生化する取組みを行っています。また、市においても、廃油回収を行っています。

⑥ 集団回収

各自治会や町内会、子ども会などで行われている資源集団回収は、年々回収量が減少傾向にあることから、まだ集団回収に参加していない地域や市民に対して資源リサイクルの重要性や必要性を説明することにより、参加を促しました。また、集団回収する地域住民団体に対し、報奨金を交付することにより、さらなる回収、資源化を推進しました。

⑦ 拠点回収

使用済みの乾電池については、回収に協力いただく店舗に回収箱を設置し、回収を行い、再生資源処理事業者に委託して処理を行いました。

表 21 乾電池、蛍光灯の拠点回収実績 (単位：t)

項目	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
乾電池	5.60	9.73	4.88	9.78	11.20
蛍光管	3.51	3.62	2.82	1.50	3.79
拠点回収量	9.11	13.35	7.70	11.28	14.99



⑧ 不燃小物回収箱の設置

小さな茶碗などの不燃物について、市民の利便性を考慮し、不燃小物回収箱を市内5箇所（市役所、グリーンホール田原、市民総合センター、教育文化センター、市民活動センター）に設置しました。

表 22 不燃小物の回収実績（平成 30 年度）

重量	収集回数	1 回あたりの平均回収重量
16, 506 kg	354 回	46. 63 kg



⑨ 生ごみ堆肥化

家庭から排出される生ごみが家庭系ごみ全体に占める割合は高く、水分の含有が多いので、焼却炉の燃焼効率を低下させる原因になっています。このため、生ごみの水切りを行い、減量化することが課題となっています。本市は、生ごみの堆肥化を普及啓発するために、コンポストの一般家庭への普及に努めました。ボランティア団体のエコなわが中心となり、段ボールコンポストの市民モニターを募集するなどの取組みを行いました。

⑩ 家具等のリユース展

本市では、ごみの減量化、循環型社会の形成をめざし、市民からまだ使える家具を職員が回収し、集まった家具等をリユース品として展示しました。テーブルや椅子、衣装ケースなど多くの家具を展示し、希望者に抽選により無料で提供するなど、リユース意識の醸成を図りました。

表 23 家具等のリユース展の状況

実施日	平成 31 年 3 月 6 日から 3 月 9 日まで
実施場所	薮屋中継所
展示品数	133 点
内容	家具等のリユース品の展示及び抽選会
希望者への提供品目	37 点
来場者数	約 90 人
協力団体	四條畷市再生資源集団回収促進協議会



⑪ 子ども用品交換会

市民総合センターで開催されたなわて環境フォーラムで、子ども用品交換会を実施しました。家庭で使わなくなったおもちゃや絵本、日用品などの子ども用品を交換することで、リユースについての意識醸成を図りました。



⑫ 食器市

市民団体との協働により、各家庭で使われていない陶磁器製やガラス製の食器の回収を行いました。回収した食器を基に食器市を行い、食器を来場者に無料で持ち帰ってもらうなど、リユース意識の醸成を図りました。



⑬ 小型家電の回収

小型家電リサイクル法に基づき、パソコンや携帯電話などの小型家電に含まれるレアメタルといったリサイクル可能な金属を有効活用するなど、市民総合センターで開催されたなわて環境フォーラムの場で、一般家庭で使用された小型家電を回収しました。



⑭ 不法投棄防止に関する啓発活動

広報やホームページで土地所有者や建物管理者等市民への不法投棄防止の啓発を行いました。また、ごみ出し場所などでの不法投棄廃棄物への対応については、不法投棄警告看板の設置、近隣住民への呼びかけとともに、警察など関係機関と連携して、再発防止をめざし、指導・啓発を行いました。

表 24 不法投棄の発生状況（平成 29 年度）

回収量	発生件数	指導件数	パトロール回数
47.3 m ³	100 件	0 件	243 回

9 ごみ収集の現状

ごみは、可燃ごみが週 2 回、空き缶・空きびんが月 2 回、ペットボトル及びプラスチック製容器包装が週 1 回の定期で収集しています。また、粗大ごみ・不燃ごみ、臨時ごみは申込制となっています。

ごみ収集は委託方式により実施しており、定期収集は、市内を大きく 3 つの収集区域に区画して、それぞれの区域を事業者 3 社に委託しています。また、週 2 回の定期収集を行う可燃ごみは、月・木曜日地域、火・金曜日地域、水・土曜日地域の 3 つの収集パターンに分けています。

表 25 ごみの収集区分、収集回数、収集体制

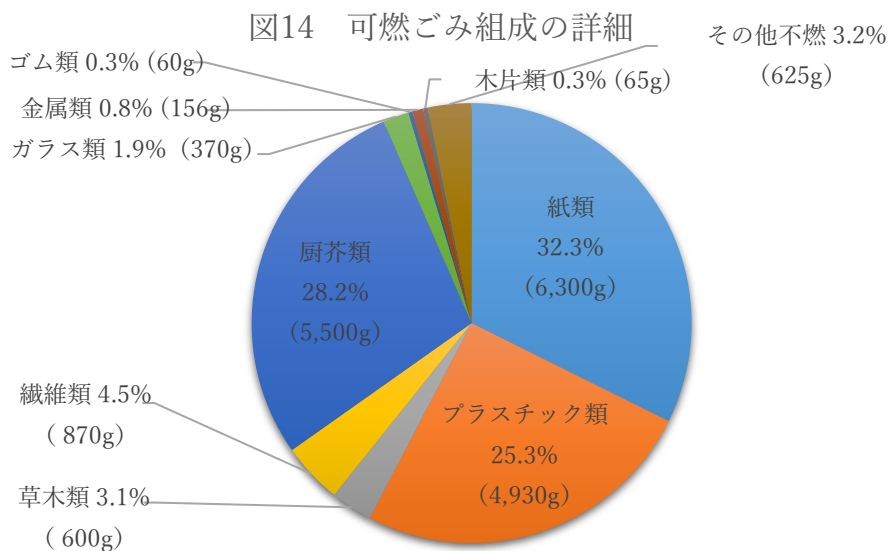
収集区分	収集回収	収集体制	備考
可燃ごみ	週 2 回	委託	生ごみ、紙くず、布きれ、小型プラスチック類、皮革製品等
資源ごみ	月 2 回	委託	空き缶・空きびん
	週 1 回	委託	ペットボトル及びプラスチック製容器包装など
粗大ごみ 不燃ごみ	月 1 回 (申込制)	委託	食器類、ガラス類、金属類、電化製品、寝具類、家具類、自転車等
臨時ごみ	随時 (申込制)	委託	可燃ごみ、粗大・不燃ごみ
拠点回収	随時	—	乾電池、蛍光管
	年 4 回	—	家庭から出た食用油
集団回収	—	—	新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、雑がみ、古布

表 26 可燃ごみの収集区域

月・木地域	火・金地域	水・土地域
清滝中町、清滝新町、大字岡山、岡山東一丁目、岡山東五丁目、米崎町、楠公一丁目、中野新町、雁屋北町、雁屋南町、西中野一丁目、二丁目、三丁目、薮屋新町、雁屋西町、二丁通町	中野本町、岡山一丁目、塚脇町、大字中野、中野一丁目、二丁目、中野三丁目、大字南野、南野三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、大字逢阪、大字清瀧、大字上田原、大字下田原、北出町、薮屋本町、江瀬美町、美田町	田原台一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、さつきヶ丘、緑風台、砂一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、楠公二丁目、岡山二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、南野一丁目、二丁目、岡山東二丁目、三丁目、四丁目

10 ごみの組成分析

令和元年6月に、本市の家庭系ごみ（可燃ごみ）を対象にごみの組成分析調査を実施しました。ごみ組成の詳細を重量比で示します。



1 1 ごみ処理費用の現状

ごみ処理費用（し尿処理費用を含む）は、平成 30（2018）年度決算で約 12 億円であり、一般会計の約 6%を占め、1 人あたりのごみ処理費用は、年間約 21,110 円となっています。このままごみ排出量が変わらないと仮定すれば、今後、埋立処分費用の増額も見込まれることから、さらにコスト増となります。今後も、事業や施策の評価を行い、その効果や効率性を十分に検討し、ごみ減量・処理に取り組む必要があります。

表 27 本市の歳入・歳出の状況

歳入 (単位：円)		歳出 (単位：円)	
科目	決算額	科目	決算額
市税	6,892,823,156	議会費	189,372,098
地方交付税	3,909,131,000	総務費	2,251,260,453
国庫支出金	3,318,839,432	民生費	9,215,828,549
府支出金	1,702,378,176	衛生費	1,665,429,600
地方債	1,619,000,000	清掃費	1,182,441,796
その他	2,568,013,013	ごみ処理費	1,009,083,736
合計	20,010,184,777	し尿処理費	167,904,738
		農林水産費	25,073,306
		商工費	34,296,577
		土木費	1,400,367,366
		消防費	713,757,610
		教育費	2,304,164,578
		公債費	1,697,367,252
		災害復旧費	78,083,995
		合計	19,575,001,384

1 2 中間処理施設の概要

(1) 四條畷市交野市清掃施設組合

四條畷市交野市清掃施設組合は、昭和 42 年から四條畷市清滝地区でごみ焼却施設を約 50 年間運転してきましたが、施設の老朽化が進んできたことから、交野市私市地区に、新たなごみ焼却施設を建設し、平成 30 年 2 月から供用開始しました。新ごみ処理施設では可燃ごみを焼却処理する熱回収施設だけではなく、粗大ごみ、缶・びんの資源ごみを処理するリサイクル施設も併設しています。熱回収施設は 1 日 125t (62.5t×2 基) のごみ焼却処理能力、また、発電設備として最大 3,100kw、リサイクル施設は 1 日 23t の破碎・選別処理能力を有する施設として稼働を開始しました。施設見学も可能です。

- * 四條畷市交野市清掃施設組合は、地方自治法第 284 条第 1 項の規定に基づき、交野市と四條畷市の事務の一部である廃棄物処理事業のうち、ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理することを目的に設置された一部事務組合（特別地方公共団体）です。

図 15 四條畷市交野市清掃施設組合の全体図



（２）北河内４市リサイクル施設組合

北河内４市リサイクル施設組合は、枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市の４市が共同してプラスチック製の容器類の中間処理を行うため、地方自治法第 284 条に基づき、平成 16 年 6 月 1 日に設立された一部事務組合です。

組合は４市から分別収集されたプラスチック製の容器類（ペットボトルとプラスチック製容器包装）を焼却しないで異物等を取り除いて、ペットボトルとプラスチック製容器包装をそれぞれ分別基準適合物になるように圧縮梱包処理し、指定法人（財）日本容器包装リサイクル協会に引渡すまで一時保管をする施設、「北河内４市リサイクルプラザ かざぐるま」を設置しました。

４市で共同して取組むことは、スケールメリットによる選別・圧縮梱包処理施設整備費の削減、施設の共同管理による維持管理費の削減、国・府との施設整備に伴う事務手続きの一本化、単独では施設整備が困難な市における早期分別収集の開始などの利点があります。

（３）大阪湾広域臨海環境整備センター

近畿圏の内陸部はすでに高密度の土地利用が進み、個々の地方自治体や事業主が最終処分場を確保するのは、きわめて困難な状況です。そこで、長期安定的に、また広域的に廃棄物を適正処理するため、大阪湾へ埋立処分を行います。

大阪湾広域臨海環境整備センターは、尼崎埋立処分場、泉大津埋立処分場、神戸沖埋立処分場、大阪沖埋立処分場の４箇所の埋立処分場を稼働させ、大阪広域のごみの最終処分地を管理しています。

（４）日本容器包装リサイクル協会

日本容器包装リサイクル協会は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく指定法人として、特定事業者等からの受託に基づき、市町村から委託される分別基準適合物の再商品化を行い、併せて、容器包装廃棄物の再商品化に関する諸事業の実施を通じて、廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用の確保を図ります。

1 3 SDGs の 1 7 目標の概要

SDGs は、2030 年に向けた持続可能な開発に関する地球規模の優先課題や世界のあるべき姿を、17 の目標を明らかにして地球規模で取組みを進めるもので、2015 年 9 月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択されました。

表 28 SDGs の 17 目標の概要

目標 1 (貧困)	目標 10 (不平等の是正)
目標 2 (飢餓)	目標 11 (安全な都市)
目標 3 (健康な生活)	目標 12 (持続可能な生産・消費)
目標 4 (教育)	目標 13 (気候変動)
目標 5 (ジェンダー平等)	目標 14 (海洋)
目標 6 (水)	目標 15 (生態系・森林)
目標 7 (エネルギー)	目標 16 (法の支配等)
目標 8 (雇用)	目標 17 (パートナーシップ)
目標 9 (インフラ)	

資料編

も く じ

資料編

1	四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）についての諮問	66
2	四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）についての答申	67
3	四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定経過	69
4	四條畷市環境審議会専門部会委員名簿	69
5	四條畷市環境審議会委員名簿	70
6	四條畷市環境審議会規則	71

1 四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）についての諮問

畷市生第866号
令和元年8月5日

四條畷市環境審議会
会長 福田 和悟 様

四條畷市長 東 修平

四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）について（諮問）

四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）について、四條畷市環境基本条例第24条第2項に基づき、今後の廃棄物行政の推進にあたり、本計画において重点的に推進すべきごみ減量化施策等のあり方について、幅広い観点からの調査、検討を行うため、貴審議会の意見を求めます。

2 四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）についての答申

環 審 第 1 － 3 号

令和2年1月24日

四條畷市長 東 修平 様

四條畷市環境審議会

会長 福田 和 悟

四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）について（答申）

令和元年8月5日付け畷市生第866号により諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

国においては、循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法の施行がなされ、四條畷市においても、環境基本条例及び環境基本計画を施行するなど循環型社会の基盤が整備され、行政のみならず市民、事業者を含めた循環型社会の形成に向けた取組みを進めています。

循環型社会を形成するためには、ごみのリデュース（発生抑制）を図ること。次に、リユース（再使用）やリサイクル（再生利用）など資源の循環的な利用を進め、処分しなければならない廃棄物を可能な限り削減すること。そして、どうしても利用できない廃棄物は安全かつ適正に処分すること、また、市民、市民団体、事業者、行政がお互いに連携し、役割分担と協働により取り組んでいくことが重要です。

こうした観点に基づき策定された四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、ごみの減量化や再資源化の基本施策を策定したもので、諮問のあった四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）については概ね妥当な内容であると考えます。

なお、計画の実施及び推進にあたっては別紙意見について積極的に推進することを要望いたします。

1. リデュース、リユース施策の推進

ごみを出さないライフスタイルやビジネススタイルを浸透させるリデュースの取組みやリユースに重点を置いた施策を効果的に推進すること、また、排出抑制策の一つとして、家庭系ごみの有料化の導入の調査や検討を行うことを望みます。

2. 施策推進のための協働体制の強化

循環型社会を形成するために、市民、市民団体、事業者、行政がそれぞれ果たす役割を認識し、互いに連携し協働して取組むこと、また、ごみの分別やリサイクルをはじめとしたごみ問題の理解を深め自主的な取組みが促進されるよう、情報の提供や啓発活動、環境教育・学習を推進することを望みます。

3. 計画の適正な進捗管理

計画に掲げた施策を実施していくため、実施計画の策定や組織体制の強化などによる適正な進捗管理を行うこと、また、ごみ処理経費の調査研究などを行い事業の効率化に努めることを望みます。

以上

3 四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定経過

年月日	項目	検 討 内 容
令和元（2019）年 8 月 5 日	第 1 回環境審議会	四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理 基本計画（案）について（諮問）
令和元（2019）年 8 月 22 日	第 1 回専門部会	四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理 基本計画（案）について
令和元（2019）年 9 月 30 日	第 2 回専門部会	
令和元（2019）年 11 月 1 日	第 3 回専門部会	
令和元（2019）年 11 月 15 日～12 月 13 日	市民意見公募手続	パブリックコメントの実施
令和 2（2020）年 1 月 10 日	第 4 回専門部会	四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理 基本計画（案）の確定について
令和 2（2020）年 1 月 24 日	第 2 回環境審議会	四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理 基本計画（案）について（答申）
令和 2（2020）年 3 月	計画策定・公表	

4 四條畷市環境審議会専門部会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
委員	花 嶋 温 子	大阪産業大学 准教授
	鈴 木 靖 文	環境コンサルタント
	石 村 雄 一	京都経済短期大学 講師
	知 花 勇 貴	四條畷市職員（弁護士）

5 四條畷市環境審議会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
1号委員	土 井 一 慶	市議会議員
	長 畑 浩 則	市議会議員
	藤 本 美 佐 子	市議会議員
2号委員	◎ 福 田 和 悟	大阪産業大学 名誉教授
	○ 中 川 玲 子	四條畷学園短期大学 教授
	高 岡 大 造	大阪電気通信大学 教授
	鈴 木 靖 文	環境コンサルタント
3号委員	松 田 由 枝	市民（再生資源集団回収促進協議会）
	富 田 惇 子	市民（なわて環境ネットワーク）
	奥 村 房 子	市民（へらし隊）
	光 岡 幹 子	市民（公募）
	塩 寄 知 美	市民（公募）
4号委員	竹 元 晶 子	大阪府四條畷保健所 衛生課長
	森 田 彰 朗	大阪府中部農と緑の総合事務所 所長
	藤 原 吉 直	四條畷市立南小学校 校長

◎印は会長 ○印は副会長

6 四條畷市環境審議会規則

平成18年規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、四條畷市環境基本条例(平成18年条例第26号)第26条の規定に基づき、四條畷市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 市議会議員 3人以内
- (2) 学識経験を有する者 4人以内
- (3) 市民 5人以内
- (4) 関係機関の職員 3人以内

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 審議会の専門部会(以下「専門部会」という。)に会長を置く。

- 2 専門部会の会長は、専門部会の委員の互選により定める。
- 3 専門部会の会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。
- 4 前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは、「専門部会の会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から四條畷市環境基本条例附則第7項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなされる者の任期の末日までの間は、第2条の規定にかかわらず、審議会は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

(1) 市議会議員 3人以内

(2) 学識経験を有する者 5人以内

(3) 市民 7人以内

附 則(平成22年規則第15号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第7号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第4号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第9号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

編集発行 四條畷市市民生活部生活環境課

〒575-8501

大阪府四條畷市中野本町1番1号

T E L 072-877-2121 (代表)

0743-71-0330 (代表)

F A X 072-879-4313

E-MAIL kankyou@city.shijonawate.lg.jp